

平成22年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成22年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成22年2月12日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成22年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	酒井 美代子	2 番	島田 一徳	3 番	松永 隆志
4 番	西田 京子	5 番	西口 雪夫	6 番	牟田 央
7 番	松本 正則	8 番	上田 篤	9 番	町田 康則
10 番	柴田 安宣	11 番	小嶋 光明	12 番	永尾 邦忠
13 番	並川 和則				

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	横田 修一郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	松島 世佳	代表監査委員	本村 三郎		
事務局長	金原 憲昭	総務課長	今里 良二	施設課長	横田 秀男
施設課長補佐	田中 金大	施設課長補佐	村山 岩穂	参事兼運行係長	大石 講二
管理係長	土井 勝好	施設維持係長	杉本 克也	総務課職員	内村 健介
施設課職員	岩本 久志	施設課職員	本田 貴也	施設課職員	宮崎 信一

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作 書記 山田 圭二 書記 濱崎 和也

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	議会運営委員会委員の選任について
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定について
日程第5	一般質問
日程第6	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例及び県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
|       | 議案第 2号 | 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について   |
|       | 議案第 3号 | 長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について  |
|       | 議案第 4号 | 県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例   |
|       | 議案第 5号 | 県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  |
|       | 議案第 6号 | 平成21年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)  |
|       | 議案第 7号 | 平成22年度県央県南広域環境組合一般会計予算   |
| 日程第7  | 議案第 8号 | 監査委員(議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて  |
| 日程第8  | 決議案第1号 | 県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉(JFE)サーモセレクト方式を研究するための決議及びガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置について |
| 日程第9  |        | ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置について   |
| 日程第10 |        | ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について   |

### ○議長(並川和則君)

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成22年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13名、全員でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の方をお願いを申し上げます。

傍聴席入り口に掲示してあります組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。議会の進行を妨げるような行為は

退場していただくこともありますので、ご協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議事に先立ちまして、雲仙市議会議員の任期満了に伴ひまして、新たに組合議員として選出されました議員をご紹介いたします。

雲仙市議会議員、上田篤議員、同じく町田康則議員、同じく柴田安宣議員でございます。よろしくお願ひします。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。ただいまご着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

#### ○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。本日、平成22年県央県南広域環境組合第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年11月1日の雲仙市長選挙におきまして、奥村市長が2期目の当選を果たされております。今後とも、よろしくお願ひを申し上げます。

本施設のごみ処理の状況でございますけれども、処理につきましては順調に推移をいたしており、安定した処理ができております。このことから、現在、ごみ残量調整のため、全炉の計画停止を行っております。停止の期間は、3号炉が2月4日から19日まで、2号炉が2月6日から19日までの予定でございます。約2週間ほど停止を行うということにしております。

また、平成18年度から協議を続けてまいりました各市の負担金の問題でございますけれども、4市の協議が調いましたので、それぞれの市議会に規約の変更の議案を上程していただくようお願ひしているところでございます。

係争中の裁判の状況につきましては、議会におかれましても、訴訟代理人の弁護士をお招きし、説明会が開催されると聞いておりますが、状況といたしましては、これまで9回の口頭弁論が行われ、組合といたしましては、発注仕様書を満足する性能を満たしていないことを、各種資料を提示しながら主張しております。

被告側でございますけれども、当時のごみ量が多かったことによるもの、変更覚書によれば、ごみ量、ごみ質が基準と異なるため、被告の支払い義務はないことなどを主張しているところでございます。

それでは、本日提出いたしました議案でございますけれども、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例及び県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」外6件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（並川和則君）**

議事日程については、お手元に配付しております議事日程表によりとり行いたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

8番 上田 篤議員

9番 町田康則議員

10番 柴田安宣議員

ただいまご着席の席を議席といたします。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備いたしておりますので、そちらの方に移動をお願いしたいと思います。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時12分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により、町田康則議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。町田康則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。よろしくお願いしたいと思います。

議会運営委員会副委員長の互選、また、今後の日程について協議をお願いしたいと思いますので、議会運営委員会を開催していただくため、しばらく休憩いたします。その他の議員については、議運の後の全員協議会において弁護士による裁判状況等の説明を行いますので、しばらくお待ちください。

(午前10時13分 休憩)

(午後 0時14分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きますが、次に事務局からの分担金についての説明ということになっております。この分につきましては、1時15分から説明をさせていただきたいと思っておりますので、休憩に入らせていただきたいと思います。

以上です。

（午後0時15分 休憩）

（午後1時15分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様はそのままお待ち願いたい。管理者の方は退席をしていただきたいと思います。本議会を休憩いたします。

（午後1時16分 休憩）

（午後1時35分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会における副委員長互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会副委員長、町田康則議員。以上のとおりであります。

議事日程表及び追加議案を配付いたしております。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事日程表（第1号の2）を日程追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ご異議ありませんので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

**○事務局長（金原憲昭君）**

それでは、まず、事業の状況等について、ご説明をいたしたいと思います。

お手元のA4判1枚紙、事業報告関連資料をご覧くださいと思います。

まず、21年度のごみ処理状況でございますが、1のとおり、平成22年度1月末現在、ごみの受入量が68,193t、処理量は71,198tとなっております。年末年始は多量のごみの持ち込みがございましたが、処理においては順調に推移をいたしております。なお、今日現在、ピットの状況は1,969tの残で、ピットの高さは平均して9.7m、ほぼ適当な状態

となっております。

最近のごみの搬入量が1日約200tということでございまして、このペースで処理いたしますと、2月末にはごみの残量がなくなる見込みでございますので、運転受託者でございますJFEと協議をし、2月4日から1炉運転、2日後の2月6日からごみ残量調整のため2週間程度の予定で計画停止を行っているところでございます。この間は、ごみを約2,800t堆積させまして、ピット高約14m程度の状態から改めて2炉運転を再開する予定でございます。

次に、2の余熱利用施設「のんこの温水センター」についてでございますが、昨年より諫早市を中心とした老人会へ出向いてのPRや経営に生かすため近隣の類似施設の状況調査などを行い、利用促進に努めてまいりましたが、平成22年1月末現在、延べ84,097名の利用者、1月末現在での1日当たり平均330名の利用という状況で、利用者数は前年度から少し減少をいたしております。現在の不況の影響からか、昨年度ほぼ収支が同程度で運営できていたところでございますが、本年度の収支は、現在のまま推移いたしますと、約600万円の赤字が見込まれます。私どもも一緒になり、さらなる利用者の増加や経費節減に向けて努力いたしておりますが、指定管理者と交わした協定に基づき、今回200万円の補正予算を計上せざるを得ない状況でございます。

指定管理者でございます株式会社協栄に対しましては、来年度いっぱい5年間の指定管理期間が満了することから、今後の経営改善に向けた精いっぱいの努力を求めているところでございます。

また、裁判の状況でございますが、先ほど組合側の代理人でございます龍田先生からご説明をいただきましたが、これまで9回の口頭弁論が行われ、組合といたしましては、発注仕様書を満足する性能を満たしていないことを各種資料を提示しながら主張しております。一方、被告のほうからは、当時のごみ量が多かったことによるもので、変更覚書によれば、ごみ量、ごみ質が前提条件と異なるため、被告の支払い義務はないことなどを主張している状況でございます。

次は、第10回口頭弁論が3月30日15時から予定をされているところでございます。

以上、簡単でございますが、事業の状況等の報告とさせていただきます。

#### ○議長（並川和則君）

事業報告を終わります。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により会議録署名議員に7番松本議員及び8番上田議員

を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月12日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（並川和則君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように、ご協力方お願いを申し上げます。答弁につきましては、質問の趣旨をよくとらえ、簡明、的確に答弁をお願いしたいと思います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など、すべて自席で願いたします。

一般質問の発言順序については、通告順となっておりますので、まず2番島田議員。

#### ○2番（島田一徳君）

島原市議会選出の日本共産党、島田一徳でございます。私は党と大勢の皆さんを代表して八項目で一般質問を行いたいと思います。理事者の皆さんの誠意あるご答弁を期待しておきたいと思います。

質問の第一は、温室効果ガス削減のためにも、ごみの減量化をさらに積極的に進めるべきではないかというふうに思いますが、どのようなお考えをお持ちか、お伺いしておきたいと思います。

二点目は、我が国は温室効果ガス25%の削減を世界に公約いたしました。皆さんご承知のとおりでございます。こうしたことのかかわりもございしますが、ごみ減量化の将来目標値、こういったものも本組合はもちろん、各構成自治体ごとに設定すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。この件については、市長でもあります管理者、副管理者、それぞれのご所見を出していただければと願っております。

三点目でございます、ごみの減量化のために各市における分別収集、私どもの旧島原市が一番進んでいるというような話も聞いておりますけれども、その実態がどうなっているのか、ご報告をお願いしておきたいと思います。

四点目です。廃プラスチックの分別収集、再資源化も進めるべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

五点目です。食品残渣、世界には飢えで苦しんでいる人たちがたくさんいるわけですが、なかなかこの日本では生ごみの量が少くないという



ことで、これらの堆肥化あるいはストックハウスなどを活用した新聞紙の回収とか、そういったことをどんどん進めながらやるべきだろうというふうに思いますが、この取り組み状況というのはどのようになっているか。また、どのように進めようとしているのか。さらには事業系ごみの削減計画についての指導などについて、ご説明をいただければというふうに思います。

六点目でございます。本施設は試験稼働して今日まで点検・修理のために炉が何回停止したか、故障や修理の程度、それから停止した日時と再稼働した日時を年度別にお示しをいただきたいと思えます。

これにつきましては、質問通告もいたしておりますので、議長を通じて資料提出をいただければ話が早いのかなと思ったりもいたしております。

七項目めでございます。熔融炉をとめた場合、温度低下が始まり、ダイオキシンが発生しやすいとされる800度から4、500度、あるいは300度程度までの時間的経過というのはどのようになるのでしょうか。温度変化、それから低下するときのプロセスと有毒ガス処理のメカニズムをご説明いただければありがたいなというふうに思っておりますが、どうなっておりますでしょうか。

八点目、排ガス等の検査項目はどのようなものがありますでしょうか。それから、検査日の設定というのは、どのようになっているのか。一部には年に一回とか、国の規定があるとかないとかという話もちらほら聞いていることがあります。本施設ではどのようになっているのか、ご説明をいただきたいと思えます。

以上が第一回目の質問でございます。答弁の次第によって、さらにお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○管理者（宮本明雄君）

島田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず一点目の温室効果ガス削減のためのごみの減量化ということと、国は25%の削減を世界に公約したと。同じ減量化の話でございまして、総括的に私のほうからお答えを申し上げます。

ごみの減量化につきましては、排出量の抑制、ごみの再資源化等、各市のごみ処理基本計画により目標の数値を設定いたしまして、ごみの減量化に努力をしているところでございます。

また、組合におきましても、構成4市それぞれの地域の特性、歴史、分別の経過など、さまざまな要素がございまして、現在はまだ構成市の分別方法は統一されていないという状況でございまして、このごみの分別の統一化を目標として、研究グループというのを立ち上げました。このごみの減量化、リサイクルのあり方、そしてまた、組合の炉の特性に合った可燃ごみ

の分別方法などについて研究をさせているというところがございます。

当組合につきましては、ごみの処理というのが、この組合の設立の目的ということになっておりますけれども、この収集の方法とか分別の方法は処理と密接に関係するということもありますので、個々の炉の特性に合ったやり方はどうなのかと、そして減量化はどうなのかと。また、分担金の話にも出てまいりましたでしょうし、ごみ量割というのもございます、その減量、ただごみの質の割というのはございませぬので、その辺についても研究をし、どういうごみ処理のあり方が適切なのかということにつきまして、研究をさせているというところがございます。

二番目の国の25%、これも減量化の問題ですけれども、それぞれに先ほど事務局長も申しましたように、ごみはこのところ減少ぎみでございます。前年度比にいたしますと、18年度が1.0%の減、それから19年度が2.2%の減、20年度におきましては2.7%の減ということで、ごみ量自体は減少をしてきていると。これは目標の数値以上に減少しているというような状況でございますけれども、景気の状態とか、色んなものも加味されるであろうというふうに考えられますので、将来的なごみの処理のあり方というものにつきまして、今度、その研究会を中心に検討をし、どういうやり方というのは、基本的なやり方は決まっておりますけれども、そこについて研究をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。そのほかの項目につきましては、事務局長ほかから答弁をさせたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

それでは管理者に引き続きまして、お答えを申し上げたいと思います。

ごみの減量化についてでございますが、まず、当施設への搬入ごみ量の実績を申し上げたいと思います。

まず、平成17年度の搬入量は85,431t、18年度は84,554t、19年度は82,672t、20年度が80,426トンと、年々減少をいたしているところがございます。

また、各市で行われております具体的なごみ減量化の取り組みといたしましては、コンポスト設置及び電動式生ごみ処理機購入補助制度、またストックハウス等での資源ごみの回収、団体回収補助制度、ホームページによるごみの減量化及びリサイクルの啓発、買い物の際のマイバッグキャンペーン、生ごみの一絞り運動、それと環境カレンダー発行などが実施をされております。

先ほど分別方法に関しまして、管理者からも答弁いたしました研究グループは、既に1月に構成市の職員の方、また専門的な立場からメーカーの職員、

それと組合の職員から成る会議を開催いたしたところでございます。

今後この会議を月1回程度開催しながら、できるだけ早い時期にごみの減量化、またごみの分別方法、併せてサーマルリサイクルを含むリサイクル等について提案を行うことができるように計画しているところでございます。

次に、二番目のごみの減量化の目標数値についてお答えを申し上げます。

ごみの減量化の目標数値につきましては、先ほど管理者も申し上げたとおり、各構成市におけるごみ処理基本計画で定められ、それぞれが鋭意取り組まれているところでございます。平成18年度以降は、各市とも可燃ごみの目標数値はそれぞれ達成されている状況というふうに聞いております。

また、各市の現在のごみ処理基本計画の策定期間でございますけれども、早いところは17年度、新しいところで21年度と、それぞれ異なっているところでございまして、このことから、現在取りかかっております研究グループの成果内容が、今後その計画の見直しとか、新たな策定に成果内容がつながっていけばいいなというふうに思っているところでございます。

三番目でございます。三つ目の構成各市における分別収集状況についてお答えを申し上げたいと思います。

ごみの分別方法は、申しますように、構成市ごとに定めてございまして、その中でプラスチック類につきましては、島原市では容器包装リサイクル法で指定されているものは資源物として回収され、指定のないプラスチック類は不燃ごみとして収集され、埋立処分をされているというふうに聞いております。また、同じ島原市の有明町につきましては、ペットボトル以外のすべてのプラスチック類は可燃ごみとして収集をされております。また、諫早市でもペットボトル以外のすべてのプラスチック類は可燃ごみとして収集をされております。雲仙市や南島原市の布津、深江町では容器包装リサイクル法で指定されているものは、資源物として分別収集され、指定のないプラスチック類は可燃ごみとして収集をされております。なお、雲仙市の小浜町、また諫早市の森山町、飯盛町では、生ごみの堆肥化事業にも取り組まれており、ごみの減量化及び再資源化を図られている状況でございます。

次に、五つ目の生ごみの堆肥化、ストックハウスなどを活用した再資源化の取り組み状況についてのご質問でございます。

これらの取り組みは構成各市でそれぞれに取り組まれております。食品残渣・生ごみの堆肥化につきましては、構成各市で生ごみ堆肥化容器及び電動式生ごみ処理機の購入を促進するために、購入補助制度が設けられておりまして、生ごみの減量化と再資源化を図られております。

先ほど申しますように、諫早市には森山町に森山資源リサイクルセンターが、また飯盛町には飯盛有機堆肥センターがございまして、生ごみを原料に

堆肥づくりが行われております。雲仙市におきましても、小浜町に小浜資源リサイクルセンターがございまして、生ごみなどによる堆肥づくりを取り組んでおられ、生ごみの減量化と再資源化に努力されている状況でございます。

次に、ストックハウスなどを活用した再資源化の取り組み状況でございますが、資源物の回収品目は構成各市によって多少異なりますが、空き缶、空き瓶などを含めて10品目程度でございます。そのため回収方法もごみステーション、資源物回収専用設置されたストックハウス、公民館施設の利用など、構成各市でそれぞれに工夫され、資源物回収をなされている状況でございます。

このように、構成各市で再資源化の取り組みが実施されておまして、平成20年度では構成4市で、古紙類が合計いたしますと約3,750t、その他の資源物が約740t回収されているところでございます。

次に、六番目でございますけれども……

**○議長（並川和則君）**

六番に関しては資料の提出要求がありましたよね、島田議員。（「はい」と呼ぶ者あり）その資料というのは、すぐ手元にあるのを出せますか。準備ができるまで七番、八番の答弁をしていただければと思います。

**○事務局長（金原憲昭君）**

それでは、六番は後からということで、七番、八番についてご説明させていただきます。

ご質問の七番目でございます。熔融炉をとめた場合のダイオキシンの発生の件でございます。

従来、ご承知のストーカー方式によりますと、ごみを燃焼しまして、ボイラーで熱回収しながら徐々に温度が下がるという構造になっておまして、ダイオキシン類の再合成温度域を、ごみが燃えた状態で通過するということに対しまして、本組合のサーモセレクト方式は、燃焼ガスを1,200度以上で燃焼し、ダイオキシン類を合成する成分を分解し、さらにこの施設の特徴でございます、独自のショッククーリングと呼ばれる急速冷却システムにより、そのガスを瞬時に1,200度から70度まで急冷することで、ダイオキシン類の再合成を抑制する構造になっております。そのため、本施設のダイオキシン類の濃度は極めて低い数値でございます。平成21年度、本年度の測定結果では、国の基準が0.1ナノグラムとなっておりますけれども、約数千分の1で、平均0.0000508ナノグラムと、非常に低い値となっているところでございます。

なお、炉の立ち上げ時の運転管理については、まず炉内をバーナーで温度を上げます、昇温いたします。炉内が850度になるまでは、まだごみの投

入はいたしません。その上でご質問の溶融炉を停止してから、温度が800度から4、500度低下するまでの経過時間ではありますが、本施設のサーモセレクト方式では、立ち下げ時に残存燃焼ガスが発生しないように、炉内の残存ごみを1,200度の高温で燃やし切ってから温度を下げっていきます。よって、炉内の温度を下げる際に、ダイオキシン類が再合成しやすいと言われます。200度から500度の温度域では、ごみが残っていない状況でございまして、したがって、燃焼ガスの発生がないため、ダイオキシン類の再合成は行われないうことになっております。

次に、質問最後の部分ですけれども、排ガス等の検査項目についてお答えを申し上げます。

当施設は大気汚染防止法とか、ダイオキシン類対策特別措置法で定める施設に該当いたしております。法による基準値が定められております。検査項目については、ばい煙測定、ダイオキシン類濃度測定でございます。ばい煙測定はばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素がございまして、年6回、おおむね2カ月に1回のペースで検査を実施いたしております。ダイオキシンにつきましては、法律で年1回以上というふうに定められており、検査日については、入札で決定いたします測定業者と協議をしながら実施測定日を決定いたしているところでございます。検査結果といたしましては、すべて法基準をクリアしている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（並川和則君）**

資料等については、後ほどいいですか。

では、質問を続けてください。

**○2番（島田一徳君）**

二項目めのところで、それぞれの4つの市がそれぞれやっているんだという話がありましたが、この目標数値というのは、それぞれございますでしょうか。もしあれば、数字的なものを、何年後にはこれだけにしたいと思うよといった数字があれば教えていただきたいなと思います。

**○事務局長（金原憲昭君）**

それぞれのごみ処理基本計画における数値でございます。この数値を20年度で申し上げますと、島原市が計画数値で20,177t、実績数値で申し上げますと、18,178t、少数以下は四捨五入をいたしました。比較しますと、ごみ量は90.1%になっております。

次に、諫早市でございますけれども、同じく20年度の計画数値でございます。46,540tで、実績が46,458tで、割合にいたしますと99.9%というふうになっております。

次に、雲仙市でございます。雲仙市は計画数値が20年度で13,213 t、実績で13,092 t、比較しますと、99.1%になります。

南島原市でございますけれども、ここに持ってきておりますのは、深江、布津でございますけれども、全体の分しかございませんので、全体の数値で説明をさせていただきます。計画数値で14,446 tでございますけれども、実績で把握できておりますのが2,699 t、これは2町分だけでございます。計画数値は全8町で実績は2町分だけというふうな格好になります。

以上です。

#### ○2番（島田一徳君）

それでは、もうちょっとお願いします。この七番に関してですが、ごみを入れる場合はバーナーで850度以上まで上げますよという話はわかりました。ガスの温度を下げるときに1,200度から70度と、一気に下げるんだという話ですが、この一気に下げるという話は極めて漠然としておりますですね。これは何時間あるいは何分ぐらいでこれだけの温度差が生じるのでしょうか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

先ほど瞬時というふうに申しましたけれども、これは0.1秒、そういったスピードで急に冷やしますので、ダイオキシンの再合成が最も高いと言われる200度から500度のところで、そういった心配はまずないというふうなシステムになっております。

#### ○2番（島田一徳君）

八番でさらにお伺いしていきます。排ガスの検査項目というのは、先ほど具体的な数字がなかったような気がするんですが、種類だけでも、後で細かいガスの名前伺うにしても、種類が何種類ぐらい検査項目として上がっていますか、数字だけで結構です。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

種類は4種類でございます、まずばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、4項目でございます。

その基準を申し上げますと、法令基準値をそれぞれ申し上げたいと思います。ばいじんが0.04ナノグラム以下、窒素酸化物が250ppm以下、硫黄酸化物がK値17.5というふうになっておりまして、これは換算しますと、約4,000ppm程度というふうになっているようです。塩化水素も同じく700mgというふうになっておりますけれども、検査結果でございます。これ年に6回実施しておりまして、ちなみに一つだけご紹介いたします。ガスボイラーを年6回しているうちのばいじんでございますと、ガス

エンジンでございます、平均しますと0.001未満、窒素酸化物8ppm、硫黄酸化物13ppm、塩化水素7ppmというふうになっております。これは6回のうちの1回だけご説明したところでございます。(発言する者あり)

すみません、今、申しましたのは、私、勘違いしておりました。ガスエンジンが5基ございまして、そのうちのナンバー1ガスエンジンの部分を紹介させていただきました。

**○2番(島田一徳君)**

このガスエンジンから、そこでつくられたガスをガスタービンエンジンに流し込むわけですね。そしてこのガスタービンエンジンを回した残りのガスが6カ月に1回検査をするというふうに理解していいんですか。何かちょっと混乱しているんですが。

**○事務局長(金原憲昭君)**

年に測定回数は6回。おおよそ2カ月に1回程度の間隔で測定をしているというところでございます、その中のガスエンジンの燃焼状況は今おっしゃるとおりでございます、そこから排出されるばいじん等について、調査結果が今申したとおり、ナンバー1ガスエンジンについては、そのような数値になっているということでございます。

**○2番(島田一徳君)**

さらにお伺いをしたいと思いますが、まず一つは、ごみ減量化との関係でお伺いしたいと思うんですが、ついこの間、この事務所からファクスが入ったわけですが、ごみが足りなくなってきたと。よく燃えているんだという話のようですが、2週間程度だということなんですが、1、2の3で2つの炉をとめちゃうということじゃなくて、ずらしてとめるということですね。これ、それぞれ2週間ずつとめるということですか。この完全に火が落ちてしまった状態から数えて2週間という意味でしょうか。それとも燃焼ガスを、そうだろうね、そのところをちょっと、もうちょっとわかりやすく、素人がわかるようにするような説明いただけませんか。

**○事務局長(金原憲昭君)**

あくまでもプレスを停止してから約2週間程度とめるということでございまして、今、そういったごみ量が減ってきたと申しますのは、非常にごみが減量化と申しますか、そういった取り組みの中で1日当たり大体200tぐらいが毎日入ってきます。処理が平均いたしますと240tとか毎日処理しているわけございまして、まず、そういった関係から、どうしてもごみが底に、ピットのごみの高さが底になってしまいますと、ごみの水分が非常に高くなる場所がございまして、やはりある程度ためて、ごみ量を増やして、

そして十分攪拌をして、そしてごみ質を高めるほうがより施設の運転上、効率的にもなるということから、しばらく2週間程度とめて、ごみのある程度増やしてからという状況になったものでございます。

○2番（島田一徳君）

よく燃えるようになったという話ですが、結構なことだと思います。

さて、この減量化については、積極的に進めるというふうになるのかどうかですね。足りなくなるから事業系のごみでも何でもいいから、どんどん持ってこいというふうになりはせんのかという心配もあるんですが、その点についてどうでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

足りなくなったからごみをどんどん増やせということは、まず、今の情勢からしてあり得ないことだと思いますし、やはりこの経費の問題を見た場合、先ほど立ち下げとか立ち上げの段階でも、おおよそダイオキシンの心配というのは非常に少ないわけですので、やはりとめられる期間があれば、その分は経費的にも安くなるということですから、決して増やそうとか、事業系をどんどん持ってこいというものじゃございませんので。

○2番（島田一徳君）

続けてお伺いをいたします。最近、規制緩和というのが随分進んでいるようでございまして、農業分野にも企業とか法人化というのがどんどん進んでいるんですね。高いときはどんどんあっちこっちに積極的に売らすようですけど、値が下がってきちゃうと、ストック分が増える。そうすると、これは生き物ですから腐ってしまうと。こういうのが皆さん非常に頭が痛いという状況が生まれているんですね。

安値続きのときの農産物の廃棄処分という問題があるんですけども、これら産業廃棄物というふうに位置づけられるんだらうというふうには思うんですが、この種の処理を受け付けるんでしょうか、受け付けないんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

農家から出される廃棄農産物と申しますか、安値のために処分せざるを得ない場合のごみの整理ですけれども、これ一般廃棄物というふうになります。それがこのの炉に大量に持ち込まれた場合は、処理としても非常に困るという事情もございまして、まずこの施設を造るときに各市にお願いしておりますのは、やはり処理については、処理困難物、大量のジャガイモとかが出てくれば、非常にこの処理施設自体にも影響を及ぼすということから、処理困難物ということで、事前の協議、相談の中で、少量ずつとか、そういったものであれば可能だと思いますけれども、同時に瞬時に大量にぼんと持って



こられても、非常に我々としても処理に困る状況でございますので、その時点で協議かなというふうに思っております。

○2番（島田一徳君）

その少量というのが、どこら辺を少量というのか大量というのか、非常に農家の人たちは困ると思うんですね。そここのところ、ちょっとその考え方の基本といいたいまいしょうか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

今までは幸いにしてと申しますか、そういった協議はしていないということですが、ちなみに、これ比較になりますかどうか。昨年、橘湾とか南島原市のほうでもございましたけれども、赤潮によるハマチとかヒトデあたりの処理を、大量に持ち込みたいというお話がございましたけれども、各市の担当課とか漁協の方とお話をしまして、1日4、5トン、車に乗せて2台程度の受け入れはしたことがございまして、そのくらいであれば大丈夫だというふうに思いますので、海産物と農産物、農産物も色々ございますので、それによって違うとは思いますが、相談させていただきながらの対応というふうに思っております。

○2番（島田一徳君）

しかし、農家の人たちというのは、安値になると、どこもストックがあるんですね。ニンジンなんか反当たり1万円なんていう時期もあるんですよ、極端な話のようですが、そうすると、これ処理に困ると。畑に積んでしまうというのを見かけるんですが、いわゆる不法投棄、これも始まるんですね。だから私聞いているんですが、ある人が相談に来た。ある団体、企業が相談に来た。そうすると、いいよと言った。次の人が相談に来た。もうあなただめよということ、こういうのはどうなんでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、先ほど申しましたように、今までそういった具体的な例というのがありませんので、想定ですが、そういったまずある人が来られればどうぞ、ある人が来られればだめだと。考えられますのは、そのときのピットの状況とか、設備の状況等もありますので、結果としてはあり得るのかと思いますけれども、我々とすれば、頭から不平等な取り扱いと申しますか、そういったことは今後しないようにしていきたいと思っております。

○2番（島田一徳君）

この問題、この辺でやめておきたいと思っております。

次は、正常な燃焼が続いているというふうな位置づけのようですか、この助燃剤、私たちが17年の6月にこの施設を見学に来たときに、何でも燃えるんですよ、何でも溶かせるんですよ、自転車でも持っていらっしやいみ

たいな話があつて、あら、それは夢みたいだなというような話までしておったんですが、そういった意味で、本来の能力、性能は現時点で発揮されているというふうに理解していいんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

その何でも燃える、自転車でも燃える、溶かせる。その能力が発揮されているかという、自転車というのは突っ込んだことございませんので、それは一つの当時の説明というふうに我々も聞いているんですけれども、まずそういうことは無いというふうに思います。

ただ、先ほど説明にもありましたように、処理量的には、ある意味では当初見込んだ、若干それを上回るような能力が出ているのではないかと。ただ一方、用役等を含みます経費ですね、それについては、若干の改善したという状況は確認できますけれども、当初発注した内容どおりというわけにはまだまだ遠い状況ではないかというふうに思っています。

○2番（島田一徳君）

極めて大事な問題なんですけれども、今、天然ガスとか液体酸素とかというのを使って用役費というのがどんどん膨らんで、裁判でも20億円近くあなたたち出しなさいよということをやっているんですが、非常によく燃えるようになったというけれども、このガス、助燃剤と言いますよね、総称して。この消費量は当初計画の範囲内に入っているんでしょうか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

当初というとらえ方を、どの時点を当初とするのかということもあるんですけれども、例えば、今、裁判で損害賠償を訴えておりますのが、最初の応札条件の段階で出された業者の見積書をもとに、実際お支払いした額を損害賠償としておりまして、量からしますと、今年の予算でいきますと、約3,900tぐらいのLNG、天然ガスですね、を21年度予算化しております。若干、今年の決算見込みからいたしますと、減ってきているところでございまして、来年度の予算については、少し300t、約1割弱減らしたところで予算計上しても大丈夫じゃないかというところなんですけれども、やはり当初からしますと、それでもLNGだけで倍ぐらいの数量になっております。液体酸素と申されましたけれども、液体酸素については、少なくとも2炉運転している状況では持ってきておりませんので、施設で製造している酸素で燃焼させております。

○2番（島田一徳君）

私が聞いたのは、5億8,700万円というんですか、今、焦点になっている数字です。これとの関係でどうでしょうかというふうに聞いているんで

す。

○事務局長（金原憲昭君）

5億8,700万円という応札提示額ですね、一つの条件が6億7,500万円で、それをもとにメーカーから提出された金額が消費税抜きで5億8,700万円というふうなことになります。これは運転管理費とか維持補修費とか、用役費とか、あらゆる経費を含んだところで、その合計が5億8,700万円ということになっております。経費につきまして、先ほど申しました、今の約19億7,000万円という訴えの額、それをもとに計算しております、ただ、それに加えて当初、JFEがごみ質が悪い、ごみ量が多いからということで、追加工事を液体酸素の気化装置とか予備炉下部工事とかをしております、その分も加えておりますけれども、まず5億8,700万円の最初の応札提示額と比較いたしますと、17年度で約5億2,400万円、そして18年度で約5億5,800万円、19年度に至っては約6億5,900万円、組合が超過して負担したというふうな主張になっております。

○2番（島田一徳君）

つまり当初の業者側が示した数字には、まだほど遠いということですね。そうしますと、今日、弁護士さんの話を聞いておって感じたことなんですが、この数字かれこれ見ていますと、助燃剤の消費というのは、業者が当初示した保証額、さっき色んな修繕費かれこれも入っているんだよという話があったんですが、もちろんそういうのを含めても結構ですけれども、その範囲内に入るという見通しはいつ頃立つんでしょうか。私は何か、夢の施設で聞いたんですけども、数字そのものが夢の数字みたいな感じもずっとしているんですよ。そこのところどうなんですか。その見通しが立つというふうに思っておられますか。それともあいた、騙されたよと思っておられるのかね。率直なところ、ちょっと聞かせていただけませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

率直なところで申しますと、今の状態は最初、17年、18年で比較しますと、大体約半分の使用料まで減ってはきておりますけれども、非常にそれ以上減らすというのは難しいのかなという感じもあります。ただ、JFEはJFEとして、当然一生懸命その辺の研究とかやっておりますし、必要な効果があるような手当てについては、JFEの負担でそれぞれ取り組まれております。ただ、非常に難しいところがあるのかなというふうには思っております。

○2番（島田一徳君）

だから弁護士さんもここは試作工場ではないかと、テスト工場ではないか

というふうに言われたんだらうというふうに思うんですね。

そこでまた、酷な質問をするようですが、5基ガスタービンエンジンがあると。必要なガスも必要なだけ自給できるんだと。私たちはそういうふうに思いたいところなんですけれども、実際のところどうなんでしょうか。17年当時は、電気も十分間に合いますと、5基のガスタービンエンジンを回して、自分のところで使う電気はこういうのも含めて十分生産できるんですよ。そして電気は余るはずですから、九電に売れば儲かるんですよ。こういう説明であったんですね。私たちはそれいまだに信じているんですよ。そういう点からいきますと、九電から買う必要なくなっているのかなというふうに思うんですけども、その点についてどうでしょうか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

先ほどはLNGガスのほうは、一時期と比較しますと約半分になると申し上げましたけれども、なかなか電気のほうに削減というところまで至っておりませんので、1日当たりの使用電力を見てみますと、1時間当たり使用電力が約6,000kwで、そして発電電力と申しますか、約4,000kwぐらいを推移しておりまして、どうしても差の2,000kwは九州電力から購入せざるを得ないという状況が続いておりまして、なかなかそれは改善と申しますか、効果が出ない状況でございます。

**○2番（島田一徳君）**

5基ある発電機の中で、現在、何基回っているんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

大体ガスの発生状況によって変わってくる場所があるんですけども、それぞれ5基のガスエンジンの能力は1,500kwそれぞれ能力がありまして、それが5基回った場合は7,500kwというふうになります。日によって、ごみ質によって若干の差が変動がございますけれども、やっぱり今申しますように、毎日リアルタイムで発電量が出てきますので、見てみますと、やっぱり4,000kwで、3基ぐらいが稼働して、あと2基は休んでいるんじゃないかという状況です。

**○2番（島田一徳君）**

ガスもなかなか自前じゃできないと。電気も正常の運転になっているんだけれども、本来の能力、性能が発揮していないというふうに認識してよろしいんですね、確認をしておきたいと思います。

**○事務局長（金原憲昭君）**

まだまだ最初の説明があった能力になっていると思っておりません。

**○2番（島田一徳君）**

そうしますと、繰り返しの質問になるようで恐縮ですが、電力の自給とい

うのは、業者が当初示した保証額の範囲以下になるというふうな見通しというのとは立つんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほどのガスと同じように、メーカーのほうも一生懸命取り組んでおりますけれども、非常に難しいのではないかとということです。

○2番（島田一徳君）

そうしますと、業者が約束した5億8,700万円とおっしゃいましたね。この範囲内におさまる見通しというのは、どうもなさそうな気が私たちはするんですけども、その点について、ありやなしやと問われたら、どっちだと思われませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほどの電気、ガスと同じようなことになるかと思います。

○2番（島田一徳君）

素人考えで非常に恐縮なんですけど、ピット内のごみの量が減ったと。2基運転して足りなくなるよというお話のようでございますが、そうすると、2基運転はやめて1炉運転にすれば、ガスも少なくて済むような気がするんですけど。そのほうが2基わざわざ回すよりも1基で運転したほうが経済効果上がるのかなという気がするんですけど、その点についてちょっと専門的な立場でご説明いただけませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

ここの施設は、例えば炉自体が全部完全に独立しているわけじゃなくして、いわば共通系というところもあります。だから我々も色々な経費をできるだけ削減するような方法もJFEと協議する中で、状況によっては1炉運転ありじゃないのということで申し入れをして、実験的に行ったことがありますけれども、やはりコスト的にごみ処理する際のトン当たりのコストとか比較しますけれども、1炉は非常に効率が悪い。共通系の設備を動かさんばいけんというふうなことになりますので、そういった評価だったと思います。

○2番（島田一徳君）

1炉運転したほうが割高になるよというお話のようでございます。2炉運転と1炉運転を比べた場合に、1炉運転のほうが割高になると。そうしますと、業者とも相談しながらやってみたということの説明のようだったわけですが、その私たち素人は割高になるよと言われても、なかなかぴんとこなくて、大きな施設をどうせ回さにかいから割高になるんだというふうに理解はできるんですけども、2炉運転のときと1炉運転のときの差額と言いましょうか、割高になる、その差額の部分というのは1日当たり幾らぐらいになるんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

申しわけありません。そこについては資料を確認しておりませんので、いつか機会がありましたら、その辺について説明ができればと思います。

○2番（島田一徳君）

業者の言うのを信用して科学的根拠ないけれども、やっぱり2炉回したほうがいいよという水準の話なんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

業者のほうの信用と申しますか、電力量とかガス代とかというのは、リアルタイムといえば、ちょっと語弊があるんですけども、その間は減ったり増えたりというのは確認できますので、JFEメーカーのほうの言いなりということではないと思います。

○2番（島田一徳君）

よくわからん答弁でしたけれども、わからん、私もようわからんが、事務局長もようわからんというところで、とりあえずとどめておきたいと思いません、この問題。

もう一つは、つかぬことをお伺いしますが、助燃剤の液体酸素、これはJFEが負担しているとかという話も伺ったことがあるんですけども、自前で買っているんだというような話もあったんですが、これは事実ですか。

○事務局長（金原憲昭君）

液体酸素、これは17年度、18年度の3炉運転時にJFEのほう負担しております。メーカー負担です。（発言する者あり）

今は2炉運転しておりますので、液体酸素は購入していないということです。していません。

○2番（島田一徳君）

そしたら、LNGとかと書いている、あれがずっとばかでかいタンクローリーが走ってきているのを私たちはいつぞや研修に来たときに眺めておったんですけども、あれは大体どこから運ばれてくるんですか。例えば、島原から持ってくるとか、福岡から持ってくるとかという、そういう点からいくと、どこから来て、あれ1車で幾らぐらいするものなのですか。素人というのは、そういうのに非常に興味があるんですよ。

○事務局長（金原憲昭君）

持ってくる場所は長崎市からということを知っています。タンクローリーですね、約10t程度入るということで、10tそのまま入っていた場合、大体、単価、若干変動があつて、大体トン当たり7万円ぐらい。10tですから、70万円ぐらいの金額になると思います。

○2番（島田一徳君）

今まで聞いておられますと、1基運転すると割高になるから、2基運転ができるまで運転を休止しますよというのは賢明な措置なのかなと。現実的な運転方法なのかなとも思いますけれども、この組合が選定した熔融炉、JFEサーモセレクト方式というんだそうですけれども、ごみ排出量が少なくなると、1炉運転、小規模の燃焼が不経済な運転にならざるを得ないよというのは、最近わかったことでしょうか。それともこの炉を選定した段階でわかっていた話なんでしょうか。この点についてご説明をいただきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

今は裁判を行っております、平成17年、18年度で非常に処理が低迷したと申しますか、そういった中で、今、申しますような効率的な運転はどの方法が一番いいのかということに取り組むような状況ではなかったというふうに思います。

最近になりまして、ごみが少し減ってくる中において、1炉運転とか2炉運転とか抑えごみ運転とか、さまざまな手法で効率性を確認するためにやっと思えたということでございまして、その辺のところは確認できたのは、つい最近の話でございます。

○2番（島田一徳君）

この点につきましては、やっぱり弁護士さんが先ほど言われていましたけれども、やっぱりJFEにとっては試作工場のつもりでやっているのかなという感を強めたところでございます。

次は、もう一つ伺いをします。少子・高齢化社会と盛んに言われていましてけれども、また地方からの人口流出という話も言われて久しいわけですがけれども、構成市における将来の人口動態、これはどのように分析しておられますでしょうか。増えるというふうに見ておられますか、減っていくであろうというふうに見ておられますか。ご説明をお願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

構成市における今後の見通しは、私どもの段階で非常に難しいなということですがけれども、若干事実として減少はいたしているということは把握をいたしております。

○2番（島田一徳君）

この人口とごみの排出量、これやっぱり密接な関係があるだろうと思って聞いているんですけれども、このごみの排出量の増減というのは、やっぱり生活様式とか、そこに住んでいる市民の意識の問題、こういうのにも多分に関係してくると思うんですけれども、全体として人口が減っていきますと、ごみの量も比例して減っていくような感じを私は持っているんですけれども、

皆さんの認識はどうなんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、人口が減ってくればごみが減ってくる要因の一つになるかと思えますし、先ほど管理者も申しましたように、色んな経費の問題とか意識の問題とか、それに加わってごみの減量化というのがなされていくんじゃないかというふうに思っています。

○2番（島田一徳君）

人口が減り、ごみの排出量も減るといふ、その点では共通の認識だろうというふうに感じているんですが、このごみの排出量の削減というのは、やっぱり目的、意識的に追求されるべき独自の課題だと思うんですね。いずれにしても、ごみは減らしたほうがいい、多いより少ないほうがいいというふうに思うんですね。そうすると、ごみ量が減ると、今回のような運転休止の状態というのが増えていくということも予測されますね。この点についていかがでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、そういったことも出てくるだろうなというふうに思っております。

○2番（島田一徳君）

そうしますと、ガスや電気の消費量が、この施設が消費するガスや電気の量、これが買わざるを得ないという状況というのは、ほぼ横ばいになりはせんかという説明あったわけですが、そういう状況のもとで、この運転休止の日にちが増える。増えてこういう用役費、先ほど話がありました5億8,652万8,000円というんでしょうか、この金額の中にひよっとしておさまったとした場合に、ごみの量が減ったと、休止の日数が増えた。もしそうなった場合に、総額として5億8,000万円以下になっちゃったから、もうその性能は問題にしないよというふうになるのかならないのか、その点についてお伺いをしておきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

5億8,700万円という金額は、今、裁判でもJFEは一点保証ということで、80,665t、ごみ質は2,000kcalジャストじゃなければ自分たちの罰則金は発生しないと主張しているんですけれども、仮に、例えば減ってくれば、80,665t、2,000kcalで計算した場合の金額はこうですよというのが5億8,700万円。だから、当然減ってくれば、その減った量に応じて、やはり負担というのは変わってくるものというふうに思います。

○2番（島田一徳君）

そのごみの量というのは、8万何ぼとかというのは、それは業者が言って



いる数字だろうというふうに思うんですけれども、私が聞いているのは、休止状態になったと。それが何回も皆さんがごみ出さんように努力をした。そのおかげでここで燃焼させる日数も減っていくよというのを想定しての話なんです。ここは仮定した話に答えられんと言われてもしようがないとは思いつながら聞いているんだけど、そうした場合に、恐らく電気は九電から買い、ガスは長崎から持ってくるかという話がずっと続いていたとしますよね。そうすると、用役費が全体として5億8,700万円とおっしゃいましたけれども、この範囲でおさまったときに、そのまともに最初の能力、設計上のガスは使わんでいい、電気も自前でやりますよと、これに違反したままなんだけれども、それは全体として用役費がクリアされているからよしとするのか。いや、それとこれは話が別だよと。やっぱり能力は発揮させてもらわにゃ困るよと。今、龍田先生がおっしゃったみたいだね、それはそれ、これはこれという立場でいくのかと、どうなのかという私は質問しているんです。質問の意味がおわかりでしょうか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

今まで議員がおっしゃるように、ごみ量が減って、そして運転日数が少なくなつて、結果として用役費を含む経費がそれを仮に5億8,700万円になった場合どうするのかと。今までそういったことを前提に考えたこともなかったというのが実際でございましてけれども、できるだけそういった心配をせんばできんような状況と申しますか、が訪れることを今、本当にいいなというふうに思っております。

**○2番（島田一徳君）**

そしたら、もう一つお伺いをしておきたいと思います。あと7分ぐらいですね。非常に高温の炉に保っていくと。これは大体何度に、日常的にこの炉内の温度というのは何度に設定されているのでしょうか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

炉内の温度ですけれども、上の方と下の方で燃焼する特徴ございまして、下の方は約2,000度ぐらいまでいきますし、上の方で約1,200から1,300、一番高いところ。そこで上のほうでガスが分解されて、それで分解されたのが急速冷却されてということになりますけれども、上の方で千二、三百度、下は2,000度というふうな状況です。

**○2番（島田一徳君）**

私どもが若いころ習ったのは、金属の鉄、溶鉱炉とかキューポラとかありますね。ああいうとの関係で昔教わったのは、大体980度になると、鉄の組織は変わり始めると。1,000度を超すと溶けてくるんだよというふうにたたき込まれた記憶があるんで、ひょっと思い起こしているんですけれど

も、その2, 000度まで上げるという、上げにゃならんというのは、鉄も1, 000度で溶けるわけですから、2, 000度まで上げなきゃならんという理論的根拠というのは、何でそこまで上げにゃならんのかなという素朴な疑問があるんですけど、こんなに上げると炉はもたんじゃろうというふうに思うんですね。これは炉を破壊するために上げているようなものだという正直な気持ちなんです。鉄だって1, 000度あれば溶けるわけですから。たかがごみですよ。これ何で2, 000度まで上げにゃ溶融できないのかなと。これが納得できるような理論的根拠というのは、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

**○事務局長（金原憲昭君）**

すみません、申しわけありません。これパンフレットに2, 000度と書いておりますけれども、こういったことで2, 000度までと私も聞いたことないので、そのうちメーカーのほうに確認してみたいと思います。

**○2番（島田一徳君）**

そうしますと、一般的には私たちが工業高校出身ですけれども、鉄を入れてコークスを入れて、鉄を入れて溶かしますね、くず鉄なんかも溶かしますよ。そうすると、大体1, 000度そこそこで鉄がどろどろと溶けて、鑄型に入れられるというのが頭にあるものですから、何で2, 000度まで上げにゃいかなのかなというふうに正直思っているんです。今でも思っているんです。

そこでお伺いをしますけれども、この耐火レンガの傷みも非常に激しいだろうというふうに思うんですが、2, 000度まで上げた場合に、この耐火レンガというのは、どれぐらいもつんでしょうか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

計画では1年から2年というふうに聞いております。

**○2番（島田一徳君）**

2, 000度まで上げると、確かに自転車だって溶けますよね。そういうのを根拠に恐らく私たちに説明してくれたんだろうというふうに思うんです。もう次に移ります。

ごみの排出量が減少しまして、運転休止が増えた場合、毎日の仕事そのものがなくなっていくんだろうというふうに思うんですね。例えば、一斉に止めた。そうすると、2週間は何もすることがないわけですね。極端な話です。そうすると、そういうのが今後増えるということが予測されるわけですけれども、ここで働く人たちの賃金とか労働条件というのは、そうした場合、どうなっていくんでしょうか。これは大事な問題ですから、お伺いをしておきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

仮定の話で、その人たちがどうするこうすると、非常に言いづらい状況ですけども、今現在は2炉運転で、基本的には2週間程度の停止はありますけれども、その体制と申しますか、職員の数と申しますか、それは減らすのどうのこうのという話は、全く聞いておりません。ごみ量が極端に言えば半分、運転については半分となった場合のところまで考えておりません。

○2番（島田一徳君）

1日の持ち込み量が大体200tぐらいだと、最近ね。2基回すと240t燃焼ができるわけでしょう。毎日40tずつ少なくなっていくわけですね。そうすると、当然、休止せざるを得ない状況というのは、ちょこちょこ起きるんじゃないでしょうか。そうでしょう。40tずつ減るんですよ。200t持ち込む。1日240tだったら、これ単純計算すると、1週間で1日分の持ち込み量というのはなくなるわけですから。下手すると、1週間ごとに炉はとまると。極端な話ですよ。1日分持ち込まないことになるわけですから。そういう計算になるわけでしょう、240tずつ燃やせば。現在240t燃やしているわけでしょう。持ち込み量というのは200t前後だと。さっき説明ありましたね。単純計算でいくとそうなりませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど冒頭の説明でも申しましたように、今現在、大体1日当たりの搬入量、持ち込み量が200tというふうに申しました。これは2月というのは、一番ごみが発生、持ち込み量が少ない時期でございまして、また夏場とか、今度は3月の引っ越し時期とか、そういったことになると、また増えてきて、一番少ない2月がおおむね200tというところではございますので、やはりその辺はもうちょっと変わってくるんじゃないかと思えます。

○2番（島田一徳君）

最後ですけども、この2週間炉をとめるというと、現場の仕事というのはなくなるわけじゃありませんか。

○事務局長（金原憲昭君）

現場の仕事というよりも、ふだん行っていない清掃とか点検とか、一部補修とか、そういったものをやっております。

○2番（島田一徳君）

しかし、それは特殊な作業ですから、専門的な知識を持った人が、例えば、炉の点検とかなんとかやるわけでしょう。そのほかの人たちの仕事というのは、なくなるんじゃないでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

作業も色々ございます。例えば、専門的な溶接技術とか、そういったもの

を持っているところしかできないものとか、ちょっと清掃とかについては、今のスタッフと申しますか、JFEですね、そういったところの職員もできるものもありますので、ふだん手が届かないところにそういった人たちは作業しているかもしれませんし、なかなか取れない休みと申しますか、そういったのを取っているのかもしれませんが。

## ○2番（島田一徳君）

最後にします。冬場だからこうなるんだよという話ですが、やっぱりそういうことも想定しながら、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんですね。

今後、やっぱりごみの減量化というのは、私たちは独自の課題として追求するべきだと思うんです。ごみの多いよりも少ないほうがいいわけですから。ですから、そういう点からいきますと、そこで働く人たちの労働条件、雇用問題、こういうことも配慮しながらひとつ取り組んでいただきたいなということをお願いして、若干時間早いですけど、後任の人に譲りたいと思います。

## ○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、3時10分まで休憩をいたします。

（午後2時57分 休憩）

（午後3時10分 再開）

## ○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、10番柴田議員。

## ○10番（柴田安宣君）

10番柴田安宣でございます。手元に資料として要旨を出しております。一項から四項ありますから、朗読したいと思います。

JFEは、全国で施工したサーモセレクト方式で予定以上の運転経費が多くかかるということで、向こう17年間分で500億円の欠損処理をされておりますが、当然、県央もその炉と同じ方式の施設ですから、その対象になっていると思いますが、どういうふうになっておりますか。

二項として、欠損処理の理由としてサーモセレクト方式の炉は、用役費の増だけでなく、炉の傷みが早く補修に金が掛るということで、県央は補修や改良のお互いの負担はどういうふうになっているのですか。用役費も含めて他の施設を比較調査すべきと思いますが、いかがですか。

三項といたしまして、稼動する前に覚書の変更が行われたのは、この炉の問題点をデモ機で熟知していたメーカーが巧みな仕掛けで素人である組合を騙したと思われませんが、変更した途端に手のひらを返したようになったと聞

きますが、その実態はどうであったのか。

四項として、覚書を変更してから3年間もの間、管理者や副管理者、組合議会にも、何も説明や報告もしないで、その上、炉の管理業務の委託契約を変更覚書に基づいて行われた行為は、正規を逸脱した行為としか言いようがない。事務局や管理者はどういうふうに思われますか。

以上四点、よろしく申し上げます。

#### ○管理者（宮本明雄君）

柴田議員のご質問のJFEの500億円の欠損処理の件について、私のほうからご答弁を申し上げます。

平成20年3月期に、持ち株会社のJFEホールディングスは、その子会社が自治体などと結んだ操業の契約に関連いたしまして、500億円の特別損失を計上したということで、平成20年の2月5日の日本経済新聞に掲載をされております。

JFEの500億円の特別損失につきましては、JFE内部の財務処理上の問題としての回答しかありませんで、組合からは文書で回答を求めましたけれども、詳しい内容の説明はあっておりませんので、本組合の県央県南クリーンセンターがその対象になっているかどうかということなどにつきまして、その核心的な部分については現在でも回答があっていないという状況でございます。

そういうことで、新聞情報は承知をしておりますけれども、どの分がどのようにして500億円の引き当てをされたということについてはわかっていないという状況でございます。

いずれにいたしましても、500億円の対象になっているか、いないかにかかわらず、現在、本組合は当初計画した施設が性能未達成であったとして、裁判の中で性能欠陥ということで、これまでに過大に掛った用役費等の返還を主張していると、それが19億円以上ということになっていると、これは17、18、19年でそういうことになっております。いずれにいたしましても、組合の主張の正当性を強く訴えてまいりたいというふうに思っております。

他の項目につきましては、事務局長から答弁をさせたいと思います。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

二つ目の質問についてお答えをいたします。

補修工事や改善改良工事につきましては、メーカーの負担において実施されておりますが、メーカーが負担した工事代金については明らかにされておられません。

また、施設の稼動状況につきましては、今、専門のコンサルタントに5年

経過検査業務として調査を依頼しており、施設への課題を抽出して、検討整理をいたしまして、JFEへ保証すべき改修などを指摘していきたいと考えているところでございます。

JFEのサーモセレクト方式については、埼玉県、県の施設でございますが、彩の国資源循環工場、岡山県倉敷市の倉敷資源循環型廃棄物処理施設、徳島県阿波市にございます中央広域センター、千葉市にございますジャパンリサイクル株式会社、それと県央県南クリーンセンターを含めて、国内に5カ所ございます。

岡山県倉敷市と埼玉県にある施設につきましては、PFI事業で行っておりますので、県央県南クリーンセンターとは運営方式が異なっております。そのことから、用役費などの使用料は倉敷市でも、また埼玉県でも把握していないというふうなことでございました。

また、倉敷市の施設については、産業廃棄物と併せて処理をしております。倉敷市の負担と処理を確認いたしましたところ、20年度決算によりますと、経費が20億2,713万円、ごみの搬入量が78,945tというふうにお伺いをいたしております。これをごみ1トン当たりに換算いたしますと、約2万5,600円になるかと思っております。

また、徳島県阿波市にございます中央広域センターでございますけれども、ガス、電気及び処理単価については、公表をしないで欲しいとの申し出でございます。

しかしながら、同じような方式、柴田議員もご承知のように、一部事務組合で運営しておりまして、同じ施設でございますので、やはり徳島のほうとは連携を密にしながら情報を交換しながら、今後も施設の操業、運転管理に役立てていけるようにというふうに考えているところでございます。

次に、ご質問三つ目でございます。

覚書の変更後の状況につきましてお答えを申し上げます。

変更覚書の協議の段階では、実際処理するに当たって、日々の性能及び安定運転をチェックしなければならない現場として、金額だけではなく、用役の使用量を指標とする必要がございました。このことから、性能グラフに基づきまして、年間平均経費保証に見合う用役数量の保証値を換算いたしております。これを超過する場合にはメーカー負担となることを前提に、罰則及びその他その計算方法を長期にわたり協議を行ったところでございます。その間においては、メーカーは誠実で真摯な対応をしておったということでございます。

しかし、実稼動後、平成17年4月でございますけれども、その後の二、三カ月の用役等の実績を把握いたしましたところ、性能に疑問が生じまして、

用役費が多く掛ることを指摘いたしました。ところが、この指摘に対して、ごみ質が基準ごみの2,000kcalで、ごみ量が年間80,665tの前提条件と異なる場合の用役との罰則は適用されないと、変更覚書の文言を盾に、メーカーには保証責任がないと主張してきたものでございます。

実際問題といたしまして、基準ごみ2,000kcal、ごみ80,665tの一点だけの保証というのは到底あり得るものではございません。覚書に附属させた性能グラフを見ていただければ幅がございませぬけれども、そういったグラフを見ていただければ明らかにわかります。

また、変更覚書の本文状況に、ごみ量及びごみ質は日々変化する、それに伴い用役の使用料も変動するという言葉もうたっておりまして、メーカーの言い分には一方では一点しか保証しないと一言いながら、ごみ質もごみ量も変動するというふうなことを言っておりまして、矛盾しているんじゃないかというふうなことを何度ともなく反論をいたしております。しかしながら、メーカーのほうは変更覚書がすべてであり、実際のごみ量が前提条件と異なるため、罰則の適用はありませんと、かたくなに組合側の主張を拒み続けたものでございます。

性能どおりの実績になっていないことが判明してからのメーカーの口上に対しては、組合としても、議員が言われるように、あたかも手のひらを返されたような違和感を持っているところでございます。

質問の最後、四番目でございますけれども、変更覚書に基づく運転管理契約についてお答え申し上げたいと思います。

まず、覚書の変更につきましては、県央県南広域環境組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これの第2条にいう契約、要するに議会の議決を得るべきものというふうなことにはなっておりません。議員言われるように、議会の議決をいただくべき事柄という根拠と申しますか、できたら教えていただければというふうに思います。

これはまた、契約ではなく精算方法、今後、用役とか運転管理に係る経費の精算方法を定めたもので、覚書の変更が議会の議決に付すべき契約に該当しないという判断から、議会の報告や説明はいたしておりません。

また、変更覚書の開示につきましては、開示することによりまして確定していない数字等の誤解を与える可能性があることや、また、企業の技術的なノウハウ等も含まれておりますことから、このことについてJFEの申し出もあり、開示しないということで、平成17年9月、この概要版をつくってお出しをしたところでございます。

用役費の精算交渉につきましては、契約の最初の17、18、19年が終わります次、20年以降の契約更新の直前、平成20年2月の時点でも交渉

がまとまらず、予算や精算交渉の根拠ともいえる変更後の覚書は、きちんと組合議会でお配りをし、併せてあわせてきちんと理解をいただいた上、内容説明した上で、組合が抱えております課題も明らかにして協議していただくべきと考え、また、J F Eのほうからも、それまでの交渉の中で、ここに至ってやっと公開することについて了承を得たことから、20年2月の組合議会において全文をお配りしたものでございます。

そして、その2月議会におきましては、J F Eとの交渉の際には平成14年10月15日付の応札条件及び当初の覚書に基づいて交渉を求めるという附帯決議をいただいたところでございます。その後も変更覚書の見直し協議をJ F Eと重ねてまいりましたが、見直し協議の前提としての平成17年度から19年度までの精算について、協議が整わなかったために、顧問弁護士とも相談の上、変更覚書が見直された場合、見直しの効果は平成20年4月から適用することをJ F Eと組合の双方が確認し、平成20年度から平成22年度までの契約を、変更覚書をもとに締結をいたしたところでございます。

その後も、平成17年度から19年度の精算について、附帯決議に基づいて交渉を続けてまいりましたが、平行線のままとなり、平成20年8月議会で訴えの提起の議決をいただき、当初の覚書をもとにした損害賠償額を提訴したところでございます。

以上です。

#### ○10番（柴田安宣君）

改めて質問したいと思うんですけれども、今、一項について、メーカーに聞いてみたけれども、はっきりしたことは確答は得ていないと、多分うちも入っていますよということは、多分言わんだろうとは思っちゃおったんですけれども、当然だと思うんです。

ただ、今言われたとおり、サーモセレクト方式はデモ機械以外で全国で4カ所と、埼玉、それから岡山、徳島、それとここの4カ所の機械なんですけれども、それに向こう17年間で500億円欠損処理したということになれば、1カ所の機械で125億円の欠損処理を積んだというふうなことでございますから、当然このデモ機以外は対象になるだろうと私は思っています。

ただ、裁判中であるわけだし、なかなかそういうふうにはいかんだろうということで聞いたわけなんですけれども、その中で一番気になるのは、この新聞報道でもあるように、今、島田議員が言われた2,000度を超える温度で燃やすもんですから、その特殊なガスも使うと、収集をしながら燃やしていくというやり方のために、高温の炉であるということは間違いのないわけなんですけれども、その結果が、その炉壁がどうしても早く傷むということで、今、島田議員の答弁で言われたとおり、1年ないし2年で壁の寿命が来ると



いうことであれば、その新聞報道のごとく、ここの炉壁の寿命が、よその、例えば、サーモセレクト以外のガス融合改質方式の機械とすれば、相当の傷みが早い時期が来るだろうということで、それを予測したようなことで、これを500億円積んでいるというふうな新聞報道で、JFEの話であるわけですから、この寿命が果たしてどこまで妥当であるのか、この欠損処理の理由としてはそうっておりますから、この負担ですね、負担の割合が、あなたたちが出せと言われて出すべき品物が妥当であるかどうかというのが、ちょっと気になるんですよね。

定期的に要るんであるなら、補修費は当初の覚書の中で組んであったとおりで問題ないんですけれども、変更覚書になった時点で、その補修費は別枠で持っていったというふうなことになるもんですから、恐らくそのやり方についての問題が出てくるだろうと。ですから、その補修費はどのまでの分の分担を組合のほうでしなきゃいかんのか、その先の分はJFEが払うべきものであるのか、そこら辺の区分けは一体どうなっているのかということが気になったもんですから、ここで質問を通告しとるわけですがけれども、今、先ほど言われたとおり、この5年間の寿命を点検するために、日本でトップクラスのコンサルを入れて点検しているというふうなことです。ですから、こういう企業が入れておる間に、その内容をよく精査してもらい、そしてここまではメーカーの負担だ、ここまでは組合の負担すべきことであるというふうなことを、詳しい説明なり数字なり出していただいて、今後に対応するようなことを臨んでいかないと、その寿命が短いからというのは、これはまた使い方が悪いとか、ごみが悪いとかということで逃げられれば困るもんですから、そこら辺を調べていって、今後に対応する考えはないんですかね。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

今、おっしゃいましたように、今現在5年を経過することで、今年度いっぱい保証期間が切れる、そのために改めて施設の評価をするために、専門的なコンサルをお願いして、報告をもって、必要な内容についてはJFEに指摘をし、改善を求めるということで考えております。

まだちょっと具体的に報告書あたりを見ていないもんですから、どういった内容で出されるのか、はっきりちょっとわからないところでございます。

#### ○10番（柴田安宣君）

せっかくそのコンサルが来て点検していただいているんだったら、そのコンサルはサーモセレクト方式だけじゃなくて、ガス融合方式や色んな方式があるですよね。キルンとかシャフトとか流動床方式とかいう形がありますよね。その中で、どれぐらいの耐用年数があるのか、比較した場合にどうなのかということも、多分そのコンサルはわかっていると思うんですよ。ですか

ら、せっかくの機会ですから、今後のために、そこまで突き詰めて勉強して数字を出してもらってから今後に臨むということを考えればどうかと思うんですけど、いかがですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

今、コンサルとしてお願いしておりますのは、財団法人日本環境衛生センターというところございまして、これはもうそういった方面における全国でもかなりレベルの高いコンサルでございますので、やはりその技術の方の判断というのは、色んな施設を見ておられますので、そういったところを踏まえての評価が出てくるものというふうに思っております。

**○10番（柴田安宣君）**

そのトップクラスの人を点検に入れておるんだったら、その評価もでしょうけれども、その分担の正否、それからその炉の寿命がほかの方式とすれば多分短いはずなんです。ここに新聞報道あるわけですから、ですから、そこも含めて調査していただいて、今後に臨むということはどうですかと聞いているんですけども、いかがですかね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

基本的に我々としてもそのようなものが出てくるというふうに思っておりますので、その出されたものについては、きちんとメーカーのほうに、こういったものが出されたので、きちんと対応してねということは申し入れます。

**○10番（柴田安宣君）**

頑張って、そのコンサルがせっかく地元のほうで点検されている機会を大事にしてやっていただきたいと思います。

三項に移ります。

この覚書の変更が行われた炉の問題点ということがありますがけれども、これが変更覚書の交渉が平成15年9月17日から平成16年12月10日、提携を結んだのが12月22日なんですけれども、この間20回、大方組合とJFEで交渉されて、結果的にこの変更覚書が締結されたというふうなことなんですけれども、この後に締結されてから、平成17年の11月29日から、今度は組合のほうから変更覚書の変更についての相談がありますよね。これは何とかもう1回考えてくれんかという、多分そうだろうと思うんですけども、それが17年の11月29日から20年の6月5日まで交渉されているんですけども、その回答がJFEから2回ですか、3回ですか、組合に渡って以来、あとはもう回答なしということになっているみたいなんですけれども、この中で、どういうふうな取引の中で、先ほど手のひらを返したようになったような気がしますと言われたとおり、どういうことであつたのか、自分たちが思いのままに変更覚書ができ上がった途端に、これはも

うあなたたちの方、どうする必要ないんだというふうなことで、回答書で文書で3回じゃろ出したまま、後はうてあってないような気がするわけですけど、どうだったんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

覚書の見直しに係る協議が非常に長く行っておりますし、併せてその問題が発生した後について、交渉もずっと続けております。

ちょっと変更覚書前の協議の内容については、今、ご覧いただいております資料しかないものですから、それ以上のことは私のほうからつけ加えることはできませんけれども、稼動開始以降、要するにその精算の問題ですね、精算の問題でJFEと組合と協議しておりますのは、やはり組合とすれば、今、答弁書にもありますように、最初そがん話じゃなかったたいということでは言っていますけれども、JFEとすれば、もう覚書にあるとおり、私どもには変更覚書に基づいて判断する限り、賠償と申しますか、罰則金の適用はありません、もうそれ一辺倒だったというふうに記憶をいたしております。

○議長（並川和則君）

柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

そういうことだったろうと思うんですけれども、1つだけ、この様式で公開条例に基づいてもらったものの中で見ますと、平成16年1月28日、応札条件についての打ち合わせとか、16年7月21日に覚書の変更についてとか、性能保証書についてとかいうふうなことで、最後は16年の10月に応札の打ち合わせというふうなことで、打ち合わせ会がなされていますよね、JFEと組合のほうでですね。

そういう形でとりながらできたのが、16年の12月22日締結した、その変更覚書であるわけですがけれども、僕はどうしても気になるのが、先ほども言いますように、この会社には4億円余りの金で雇っているコンサルタント会社がいたんですよ。総合エンジニアリング、それは平成15年から20年まで、この組合と機械をつくる管理、監督、それから覚書を、恐らくその会社が作ったんだろうと思うんですけれども、その会社はここでこの機械とか施設を造っている会社の監督に来ているわけですよ。そういうプロがおりながら、今回はもう環境のほうを頼んで研究するというところで構わなかったんですけれども、この契約を結ぶ前に、このメンバーはたった一回も入っていないということでは、恐らくあなたたち事務局の自信過剰ではなかったんだらうかというふうに思うんですよ。

ですから、結果的にそこまでしなくてもいいじゃないかと、そうなったときはうちのほうで何とかしますよというふうなことで、大概ある程度の数字

をかち取るまでは、そこまでいかんときは、例えば、この中で薬剤費が5,000万円が高いのか安いのかという議論がされています。そうすれば、今現在は薬剤費が1億円ぐらい掛っているという話だったですよ。そうしたら、この会議の中で薬剤の中で一番高いのは苛性ソーダということで、議論の中で話はあっていますけれども、そういう大事な詰めた話のときに、コンサル会社をここに雇って、しかも機械の設備とか建設に関する管理業務とか、遠くはその島原のほうとか、千々石のほうにある中継センターですね、ああいうところの設計等委託業務も、その会社に頼んであるんですよ。その会社が目の前におりながら、肝心なこの契約を結ぶ前の20回の会議の中で、何でこの人たちを入れなかったのかというふうなことで、気になってしょうがなかですけれども、そこら辺はどうなっているんですかね。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

その協議経過を見る範囲において、確かに当時コンサルとしてかかわっていただいた総合エンジニアリングは入ってきてないようでございます。ただ、当時の担当者あたりに話を聞いて、必要なときはまずその会議じゃないけれども、ご相談しながらということはしたというふうな話を聞いています。

また、こういった契約でございますけれども、一般的に今考えてみれば、柴田議員がおっしゃるように、きちんとコンサルとか法的な専門家を入れて交えて、きちんと文書を読み下していただければよかったというのは、今、思いもございませんけれども、普通一般的な対応とすれば、どこの行政と申しますか、やはり職員中心にやっているのではないかというふうに思っております。

#### ○10番（柴田安宣君）

一般的な常識、目の前で見える範囲内のことについての契約、もしくは、それに基本的になる覚書ぐらいのことだったら、私もそんなこと言わんし、みんな心配もせんわけです。だけど、この機械は世界でも珍しいサーモセレクト方式ということで、うたい文句を、自分の処理する能力でもって、それを全部資源として再利用できるし、電気も自分で賄うと、理想的なうたい文句で来た、言えば精密機械でつくられている化学工場なんですよ、ここは。普通ストーカー式のごみを放り込んでつん燃やかすというやり方じゃないわけですから、常識で考えてみてわかる範囲だったら、そこら辺のお互いがわかる範囲内のことでできるわけです。ところが、これは精密機械の化学工場と同じようなことで、ごみからガスを取り出して、それを電力に回していくと、ガスエンジンを回して電力に持っていくという、何とも難しい機械であるわけですから、そこを考えていくなら、専門家を交えて協議、検討していくのが筋だろうと私は思うんですけれども、どういうふうにお考えですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

先ほど申したとおり、それらも踏まえて、当時十分検討して出された結果というふうに思っております。

○10番（柴田安宣君）

結果を言ってもしょうのなかところのあつですから、余り言いとうはないんですけれども、本来、そういうことは慎重に、あなたたちのやり方から見ますと、議会にもかけんでもいいんだというふうな話もあるんですけれども、考えようなんです。今のことに對してもそうなんです。また、後のこの4項にしても、覚書や覚書の変更に関しては、私が出している九十何条ですか、に対しては問題ないんだというふうなことを言われたんですけれども、契約じゃないからと。ただ、147億円の契約を結ぶ、その機械の保証書なんです。それは機械と契約を結ぶならば、その機械の保証書ですから、表裏一体なんです。

ですから、僕に言わせれば、それを合わせて組合議会にかけるべきだと思うんですよ。箝口令を引いても構わんわけです、公にするなよと。でも、契約を結んだ147億円は、多分議会にかけたでしょう。だけど、その機械の保証書である覚書、それに基づいておるように、変更はその時点で覚書を結んだ時点で、覚書はそれに基づいて変更しますよという書いてあるわけですから、それはもうやむを得るところがあるわけですよ。だけど、もとになる機械の覚書の保証書も、そのまま自分たちでやり、しかもこういうミスをした上に、変更覚書に対してもあなたは、自治法はどうであれ契約じゃありませんからと、それ言うこと自体がおかしいと思うんですよ。そこら辺の見解、どうなっているんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

申しましたように、あくまでも法にのっかって事務処理はいたしております、その条例でございませけれども、条例のどの部分についても、その変更覚書を議会に付すべき事柄というふうに読めるところはございません。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

であれば、その覚書の大きな問題はどうかと言ったら、契約を結んだ品物の保証書だと僕は言っているんですよ。あなたはそうじゃありませんと。僕は表裏一体のものであろうというふうに思うんです。機械が147億円だと、その内容はこれなんだということなんです。トラクターでいえば何馬力、これだけの労力を、これだけの回転馬力を上げてどれだけしますよと、車にすればどうですよというのと同じなんです。

ですから、違うのは、あなたが今、困っておるように、この3年に1回、

契約を見直しますよね、運転管理業務。それも変更覚書に基づいてやるという頭に1項入れてあるでしょう。それがなかったら、もとの覚書で行くはずなんですけれども、変更覚書に基づいて管理委託業務を委託しているというふうなことから逆算していけば、いかにこの覚書、もしくは変更覚書は重大なものであったかということは、いまだにそれが尾を引いているわけですから、議会には本来話をして、もしくはその内容として、説明して納得させるべきことであるというふうに僕は思うし、その文にしても、僕はそういうふうに解釈してつくったつもりです。

ですから、それは契約書の一部と私は思うし、いまだにあなたはそれじゃありませんよと、精算に対する根拠ですよというふうなことでしょう。しかし、機械の保証書ですから、この機械はこれだけの能力がありますよと、これだけのことができますよという覚書なんです。覚書じゃなくて、保証書と書くべきなんですよ、あれは。それを、そういうふうな解釈をされるものですから、そういう結果がこのような失態になっていると私は思うんですけれども、あなたはやはりそういうふうに解釈しないんですかね。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

この問題については、以前も同じようなご質問いただいて、全く同じようなお答えをしております。こんなになった場合、いわゆる見解の相違というふうに私は考えております。

#### ○10番（柴田安宣君）

見解の相違と言われましたけれども、私も同じ県民ですから、佐賀の人間だったから見解の相違とあるんですけれども、ただ、管理者、お願いがありますけれども、今、事務局が自分たちはそういうことで見解の相違ということで切り捨てられましたけれども、管理者としてはどういうふうにお考えですか。

#### ○管理者（宮本明雄君）

ご質問にもありましたように、契約をした当時、平成14年ですか、そのときにすぐ当初の覚書というものを結んであります。このときにも、私の記憶では、この議会とかなんとかに諮られていなんじゃないかと。工事の案件は1億5,000万円を当然超えますから、百四十数億円ということで超えますから、それは議案としてかかったものと。その附属資料としてそういうものが、当初の覚書というのが12月ごろですか、結ばれておりますけど、そのときにもかかっていないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、16年の変更覚書でしょうか、変更覚書についても、そのような柴田議員がおっしゃるような経過になっているというふうなことで承知をしております。当時の状況がどうであったかというのは、事務局とも当時い

たわけでございますので、はっきりご答弁申し上げることは困難かもしれませんが、先ほど自治法の第96条の件について事務局長が言いましたけれども、確かに契約書とか債務負担行為とか、議会に付すべき議案というものはございます。それは明確に規定がございます。

そしてまた、その中で議会にかけたほうが良いということは、判断でできることになっておりますけれども、そのときの状況から見ますと、その当初の覚書も議会に、それを議案としてかけていないということもありますもんですから、そういう判断になったんだらうというふうに思っております。

色々かけたほうがよかったか、かけることができなかつたかと、今、思えば、弁護士の先生も午前中に言われましたけれども、それが役立っている部分もあるし、それが阻害している部分もあるということだらうというふうに思います。

私どもといたしましては、今は全力で裁判に勝訴をしたいというようなことで思っております、一丸となって副管理者の手もかりながら、この裁判を勝利していくということが必要なんじゃないかというふうに思っているところでございます。

当時というのは、平成16年というのは合併が、どこの市町村も合併が話題になっていたときでございまして、副管理者は管理者が1人で、17市町ございましたので、副管理者が16人というような形で、この組合というものはスタートをしています。そしてまた、議員の皆様の数も19人と、島原と諫早だけが当時は市でございまして、市からは2人、そして各町から1人、そして副管理者も各町から1人ずつということで、非常に議員の皆様の数と副管理者の数がほとんど変わらないというような状況でスタートをしていたというようなこともございますもんですから、その辺のお互いの連絡体制というものが大変困難な時期、合併が進んでいました、どこでも、17年になりますと合併が進み、そして、一番最後の南島原も18年の3月ということで、その当時は合併が随分進行をしていたという、自治体にとりましては合併というのはすごい大きな案件でございまして、そういう意味で配慮が足らなかつたのかなというような気はいたしますけれども、そういう背景があったということにつきましても、ご理解を賜りたいなというふうに思っております。

以上です。

#### ○10番（柴田安宣君）

わかりました。それぞれの解釈があるだらうと思うんですけども、ただ、一つ気になることがあるのは、今までそういうことがあって、出してこなかつたと、議会には出さなかつたということなんです。かけるだけじゃなく

て隠してきたと。ただ、情報公開条例ができてからは開示になったんでしょうけれども、僕らにとっては、それがどうしたら手に入るのかとわからんわけですから、あること自体を知らなかったと。だから、何かあるだろうということで、出すべきだと、相当議論して言ったんです。そしたら、答弁は何だと思いますか。企業秘密に値しますからと、まるで会社の、J F Eの社長みたいな答弁を、この事務局したんですよ。

それじゃ、精算がどうもならんじゃないかということになって出たのが、2月20日の組合議会のときに出た書類なんです。これは自分たちがもう精算が3月31日でしょう。だけど、そういうところまで行ってから2月に出してきたという、卑怯極まりないことじゃないかなと。そのときは、それまでは隠し通していくなら、最後まで隠してみりゃいいんですよ。そうでしょう。そのときはJ F Eの社長の代理人みたいに会社の企業秘密ですからと、そんなものはないでしょう。どこの会社だって、この機械はどれぐらいでありますからということで、能力的に大差ない機械が多いわけですから、そんなもん、トン当たり幾らの経費でごみ処理できますよとかなんとかいう、そういう覚書に関しては、恐らく可能性とすればどこの会社でも出しているわけですよ。

ですから、言われた言葉は、議会に出す必要はありませんじゃないんですよ。企業秘密に抵触しますから出せませんと言われたんです。そんなら、議会より企業が優先かと思ったんですよ。だったら、議会軽視もはなはだしいじゃないかと。調べてみますと、この炉の根幹である運転管理業務にしても何にしても、その覚書、もしくは覚書の変更を土台にして、ずっと今から先、10年も15年も続いていくわけでしょう。それは、ある面では契約の中の表面と裏の分を表裏一体じゃないかと。何らかの形で心を開いて、議会も一身になってやっていくようなことになれば、今のような状態までならんうちに何とかなれたんじゃないかという気がするんですけども、いかがですかね。

#### ○管理者（宮本明雄君）

確かにおっしゃるとおりの部分も多いかと思います。ただ、先ほどまでの経過等を聞いておきますと、変更覚書の解釈とか、そして、その辺の交渉の仕方、随分長くかかっておりますですね。その間、企業秘密という形で、その覚書等が出てこなかったと。覚書を見ますと、どの辺が企業秘密かというのがありますけれども、その辺はそういうことで当時言われていたんだろうなというふうに思っております。

今、先ほど私、ごあいさつの中でも申し上げましたけれども、県央県南のホームページを見ますと、今、炉を停止しますとか、そういうものが既に載



っております。私は今日、それを見てここに参りました。県央県南のホームページを見て、2月4日から3号炉については、停止をしますとか、2号炉については2月5日から停止をしますとか、そういうのがホームページに載っております、できるだけ多くの情報をホームページでタイムリーに提供できるようにせんといかんということで、私も事務当局に指示をしております、ただ、そのホームページが今、委託で、1週間に一遍とか、月に一遍とかの更新しかできないんだそうです。やり方によりましては、ここで更新ができるような方法もあるだろうから、協議をしてみてくださいというようなお願いをしております、そういう意味では、同じ情報を同じところで共有をするということは、非常に大切なことだというふうに思っておりますので、今後はそのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○10番（柴田安宣君）

最後で終わろうと思うんですけども、やはり先ほど言うように、私はいまだにその覚書、もしくは変更覚書は、覚書に基づいてやっているわけですから、それはもう専門家を入れておけば問題はなかっただろうと思うんですけども、お互いができもしない、やったこともない、想像の部類で契約をしたということ、間違いなくあるわけです。

結果的に住民に対してマイナスの分があったんだろうと思うんですけども、今回、裁判になっているわけですから、それはそれで応援していきたいと思うんですけども、ただ、今後、先ほど言いますように、JFEはしたたかな日本のトップクラスの企業でありますから、簡単にその欠損を出してみたりなんかする会社じゃありません。こういう時代であるし、余計搾っていいこうという時代ですから、今後、この炉をまだ今から先もずっとつき合わんばいかんと。

当然ごみは今から先ずっと出てくるわけですから、炉の運転管理に当たっては、この寿命をなるべく長く使えるように、そして、その壁、耐用年数が1年とか2年とかいう炉壁が、本当にこれで何で、15年は保証がされますよということなんですけれども、普通の炉は15年から20年、25年でももちますよという話はあるんですけども、この炉の今から先のことを考えますと、今、日環センターを入れてあるんだったら、これも含めて、やっぱり今後に臨むためにぜひ研究していただいて今後に臨んでいただきたいし、ほかの炉のやり方ですね、その耐用年数、補修費、それからどっちが負担をするのかというところの負担割合まで詰めた勉強をして、欠損が出ないような形で、ぜひ今後は頑張ってくださいというふうに思います。

終わります。

○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、4時10分まで休憩いたします。

（午後4時00分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

それでは、引き続き9番町田議員お願いします。

○9番（町田康則君）

それでは、質問いたします。

質問の内容はそこに書いておりますが、応札条件、性能保証に関する覚書、その覚書の変更へと至った経過についてということが一番でございますし、二番目は、平成16年12月22日、先ほどから議論されておりますが、覚書の変更についてということで、三番目に、今、JFEの全国の同型の炉や、他社の同種の炉の調査状況はということで出しておりますが、皆さん方、ここに私も初めて議会には立ったわけでございますが、4年前から当然この議会はずっと見てまいりました。4年前というよりも、私自身が平成3年から議員しておりますので、もう20年間、議会のほうで、小浜町の場合は議長と町長だけがこの議会のほうに出ておりましたものですから、私どもはその中でしか聞くことができませんでした。その中では、21世紀のごみ処理施設として、ダイオキシン類の徹底削減はもちろん、ごみから回収したエネルギーの再利用等、すべてを再資源化することにより、地球環境はもとより、近隣の快適な生活環境を維持する高度な技術を持ったすばらしい施設であると聞かされておりました。

ガス熔融炉であり、1,600から2,000度の炉内では、通常のごみなら何でも溶かしてしまう威力があると。ただし、温度を一旦下げると再び上げるのに大変なコストが掛るので、1市では無理で、20万人以上の広域的な人口を持っていないと維持できないということで、一緒にやろうじゃないかということでございまして、先ほど金原局長も持っていらっしやいましたけど、ここに県央県南クリーンセンターのパンフレットがございまして、これを見て、私どもはすばらしい施設ができるんだなと期待していたわけですが、実際始まりまして、17年の4月から稼動して、もう2カ月もたたないうちに、6月下旬から8月まで35日間、2,538tのごみを長崎市へ委託するというふうなことが、もうすぐに起きておりました。

それから、もう17年6月からは2カ月間、18年には台風13号の影響による停電を機に、非常用発電機に不具合が生じ、焼却施設が一時停止、そ

の後水漏れ、油漏れ等も起きましたし、そのたびJFEは、ごみの質が悪く量も多過ぎると主張したわけですが、実際上、ごみの量については、確かに無料のときにはかなりのごみが運び込まれたわけですが、それ以降、翌年になるとがと下がるのかなと思っていましたら、全然下がらないで、実際の実績が17年度はもう応札条件、覚書等々を比べてみましても、経費が11億2,000万円近く、これは応札条件からすると倍近く、覚書から倍を超えております。18年は11億5,000万円、19年度は12億円と、20年度は13億円という格好で、どんどん経費が上がってきたわけですが。

やはり、これについて、私は先ほどから問題になっておりますが、平成16年の12月22日、覚書の変更というのが、平成20年の2月20日でございますか、私も行ってございまして、そのときの会議録がここにございます。その中で、初めて出てきたわけですが、これを見て、もちろん、その17年からが多かったといっても、年間をずっと見ますと、4月から12月の平均でも1日232t収集しております。処理量が問題なわけですが、処理量でも3炉運転を始めた5月から12月の平均でも1日239tですから、1日の処理能力300tというものは何だったのかなというふうに思ったわけですが。

この2月20日の議事録を見てございまして、この中で45ページにその当時の吉次市長の発言でございますが、内容について覚書の変更ですね、「私は逐一は精査しておりません。最後の責任は私がとります」ということを言われております。その47ページでは、今度は、「私も中身は今、初めて見まして、私も実は今まで知らなかったわけですが、今、弁護士先生と相談し、検討している」と言われて、書いてございます。

ある議員が、「平成16年から何年もたっている。用役費に関する答弁はそのことも含め、1回も言われなかったでしょう。私もびっくりしたんですよ。管理者と事務局がその問題を共通認識されたのはいつなのか」と聞いたときに、今、おられる金原事務局長は、「16年に交わされた覚書の変更につきまして、具体的に管理者に内容を報告し協議いたしましたのは、先週の平成20年2月14日でございます」と言われております。これは間違いございませんか。

#### ○管理者（宮本明雄君）

町田議員のご質問につきまして、私のほうから総括的にお答えを申し上げます。

私からは、応札条件などの概要についてご説明を申し上げます。

平成11年度以降、ダイオキシンの問題により、多くの施設が建設をされ、

建設単価が下がるような傾向がございました。建設経費は安いけれども、運転経費が高額になるという声が全国の処理施設から上がっておりましたので、本組合では運転経費の低減を図るため、応札条件を提示したものでございます。

この条件は、入札前に、ごみ質は基準ごみ2, 000kcalで年間ごみ処理量を80, 665tとしております。処理施設の年間経費として、用役費、維持補修費、人件費の合計額の限度額を定めたものでございまして、入札に当たりまして、この限度額以内におさまることを条件として定めたものでございます。いわゆる性能発注と、よく言われるものでございます。

応札条件につきましては、施設の工事請負契約締結後に覚書を取り交わすようになっておりました。この当初の覚書の内容といたしましては、5年の保証期間及び15年の瑕疵担保期間について定めておりまして、ほかに処理能力保証、熔融スラグの品質の保証、用役費、補修費、人件費の上限額を保証することを定めているものでございます。

また、罰則規定におきまして、応札条件にします年間経費を超過した額につきましては、受注者の負担としたものでございます。変更覚書につきましては、当初覚書の中の条文に可及的速やかに実施計画書の内容を踏まえ変更覚書を交わすものと、これはもう弁護士の午前の説明にもございましたけれども、明記をされているために、細部にわたり精算方法など、組合とJFEが協議を行い、取り交わしたものでございます。

その他の項目、ただいまのご質問の項目については、事務局長から答弁をさせたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

それでは、通告書にありますご質問に順を追ってお答えを申し上げます。

まず、応札条件、当初覚書、変更覚書について、管理者が先ほど説明いたしました、私から当初覚書から変更覚書に至った経過についてご説明を申し上げます。

まず、応札条件の基礎とした数値につきましては、4つの業者から説明及び年間の運転経費を参考にして、コンサルタントの指導を受けて作成をいたしております。これが応札条件です。最初の覚書につきましては、これもコンサルの指導を受けながら、落札業者でございます当時の川崎製鉄でございますけれども、川崎製鉄と協議を行い、本施設の工事請負契約締結後、平成14年12月2日に交わしております。

当初覚書は、入札指名業者への応札条件及び落札業者の年間経費内訳書に基づき作成したもので、細部まで規定したものには至っておりません。したがって、変更覚書につきましては、用役の数量を把握するため必要があ

るため、使用量で縛りを設け、罰則金として超過分を金額に換算するようにしたものが変更覚書でございます。この変更覚書は平成16年12月22日に取り交わしております。

次に、二番目でございます変更覚書の内容につきましてお答えを申し上げます。

応札条件に基づく応札提示額は、入札前に入札指名業者から提出されたもので、構成市町の9施設のごみ質が平均して約2,000kcalであったことから、これを基準として、またごみ量につきましては、計画量を平成21年のごみ量見込みでございますけれども、80,665トンとして算出された経費でございます。

実際、処理するに当たっては、日々の性能及び安定運転をチェックしなければならない現場としては金額ではなく、用役の使用量を基準、指標とする必要があったことから、実際処理のごみ質やごみ量の差に応じて罰則の度合いを取り決めておく必要があると考え、ごみ質及びごみ量の変動を反映することを定めようとしたものでございます。

数量保証にいたしましたのは、双方の現場サイドの必要性から生じたもので、これはJFEの保証責任を軽減したものではありません。従前の定額保証は変更覚書で破棄されたものではございません。したがって、変更覚書から用役に係る保証がなくなっているものではございません。

次、三つ目の質問でございますけれども、ほかの炉の調査状況でございます。

JFEのサーモセレクト方式は、先ほどご質問にもお答えしましたように国内に5カ所ございます。その中の岡山県倉敷市の水島エコワークスと徳島県阿波市中央広域センターを組合事務局職員が視察しておりますが、監査委員さんと組合議員の皆様には、それぞれ徳島県阿波市中央広域センターを視察していただいたところでございます。

視察の内容につきましても、先ほど申し上げましたが、倉敷市と埼玉県施設はPFI事業で運営されておまして、用役費などは把握されていないとのことでございました。

また、徳島県阿波市の施設については公表しないしてほしいという申し出でございます。

また、昨年に全国の熱分解ガス化溶融炉方式の32の施設に文書で調査をお願いいたしまして、そのうち23施設から回答を得ております。その内容は、炉の規模で比較いたしますと、小さいところで長崎県の福江清掃センターのごみ処理能力58tから、最も大きいところで北九州市新門司工場の1日当たり720tまででございます。

経費につきまして見てみますと、規模や方式によって大きく差がある状態でございます。

以上でございます。

それで、先ほどお尋ねがございました件の中の、平成20年2月20日の議会で、この変更覚書の全文を議会のほうにもお示ししたところでございますけれども、その直前と申しますか、当時の管理者でございます、と打ち合わせをした際に、やはり今、議員おっしゃいますように、詳しい内容、当時JFEが言っておりました前提条件としてのごみの2,000kcal、また80,665トンと異なる場合は保証が発生しないという文面を改めて見たのは、そのときが初めてというようなことでございました。

**○9番（町田康則君）**

あのですね、事務局長はずっとこの覚書の変更について、JFEから公正な利益が損なわれるなどの理由から公表を差し控えてほしいという旨の要望があって、用役の保証範囲で誤解が生じるという理由で公表しておりませんということ、ずっとほかの議事録を見ても言っていないんですけど、吉次市長も知らなかった、説明していなかったんですか。そこをちょっと聞きたいんですけど。

**○事務局長（金原憲昭君）**

当然、決裁はいただいておりますので、説明はあったものとは思っております。

**○9番（町田康則君）**

本人がですよ、「内容について精査しておりません」だけじゃなくて、「私も今、初めて見ました」と言っているんですよ。それは説明があったというんだったら、「いや、聞いておりましたんですが」と言うと思うんですが、本人が初めて見ましたと言っているのに、何も知らなくて、この変更に対する覚書のこれには吉次さんの印鑑が押してあります。本人が知らないで押してあるとしか思えないじゃないですか。本人が言っている言葉からすると、そうじゃないですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

ご承知のように、変更覚書そもそもが、かなり若干ボリュームが、二十数ページですか、あるわけございまして、平成16年の12月の時期でございます。先ほど申しますように、市長、前管理者と内容の確認をしたのは20年の2月ちょっと前というふうなこともあるんじゃないかというふうに思っております。

その辺の、当時16年12月の詳細なやりとりは確認できるものではございませんけれども、やはりサインをいただいたというのは、紛れもない事実

でございますので、全く見ていらっしやらなかったというのは思っておりません。

#### ○9番（町田康則君）

本人が印鑑を押してあるんだけど、印鑑を押してあるというのは、多分わかっているはずですよ。詳細に話をしたんでしょから、14日の日に。押してあるのにかかわらず、私も初めて見ましたとかという言葉が出てきますかね。だから、僕は知らなくて、事務局だけでこれを行ったのかなと思いましたが、最初、それ聞いたときに。

それと、先ほどからこういう覚書の変更については必要ないんだと、議会のとか、言われているんですが、内容が応札条件とか覚書と全然変わらなければ、それは必要ないかもしれません。ただし、私はこれを最初に2月20日に議会で雲仙市であったときに、議員さんから、すぐ後ろにおったもんですから、これ見てくれと言われたときに、わっと見たときに、あっ、用役費が含まれていないと、用役費が含まれないで3年間で14億6,000幾らと書いてある。3年で割ると、年間4億8,000万円近くなる。用役費が含まれていないの、どうしてこれがわからないの。すぐわかりましたよ、僕は。そしてすぐ、ここにおる議員の方に、ここに選出の議員の方に言いました。それ考えれば、用役費が含まれないで覚書の変更を何でしたんだろうかと思っただけなんですよ。

實際上、同額か、または安くなるというならわかります。しかし、用役費が含まれていないというのは、ここに不利益なことを組合が受けるということになるんですよ。だから、それで経費が多額になるというのに、議会とか、そういう副管理者とかいうのの同意は要らないというのは、僕は言えないと思います。

私は、これがすぐ20日に、ちょうどそのときは島原の市長さんは別の方だったですけど、すぐ市長さんに聞きました。知っていらっしやいますかと、吉岡市長さんですね。そしたら、初めて聞きましたという、そういう状態になったわけですね。多額になっているというのが、何でわからないのかなと。同額だったら何も言わないですよ。多額になるのがわかるのに、用役費が含まれていないのに、どうしてこれを議会にもかけなかったのか、副管理者会にもかけなかったのかと、そこを問題にしているんですよ。そこについてどうですか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

その問題につきましては、まず、今お話しのように、用役が外されたということではなくて、数量保証として記載をしているということでございますし、また、増えるというふうにご発言でございますけれども、これまでの裁

判におきまして、我々は最初の応札条件がありまして、当初の覚書、その枠を超えるものではないという内容でずっと主張をいたしております。したがって、その変更覚書で額がふえるということについては、当時も考えておられなかったのではないかとこのように思っております。

**○9番（町田康則君）**

応札条件では、人件費から用役費から全部入れて6億7,500万円以内となっているわけです。そして、覚書では用役費、副産物経費、維持管理費、人件費増額を5億8,700万円以内とするとなっているんですよ。それなのに、この覚書の変更では用役費が含まれていない。これはすぐ明らかに僕でもわかったんですから、すぐ言ったんですから。何で、用役費は数量では確かに書いてあります、年間電気とガスを。しかし、その金額が入っていないというのは見てわかりましたよ。

そこら辺が、その変更が何にも組合に不利益をもたらさないんだってわかるんですけど、何も議会の承認とか副管理者会の承認を得らなくてもいいと思ってるんですが、正直言って、これが今一番問題になっていて、そして、この先ほど最初に双方の主張と、組合とJFEの主張、弁護士さんから聞いたときも、この中に平成16年12月22日付変更覚書に書きかえられており、応札条件規定に優先すると。だから、向こうはあくまでもこれがあるから自分のほうは払わないんですよと言っているんです。そこを何か、議会に出さなくてもでもそういうものは規定にありませんとか言っていますが、そのところの認識が全然ちょっと違うんですね。

そして、何人かの、私ずっと聞いて、4年間見させてもらって、これは欠陥品でしょうということも、何遍もほかの議員さんが言われました。欠陥品じゃないと言われて答えられてきたんですよ。ただし、今、裁判やっていて、弁護士さんなんか、この間来たときに、これは欠陥品ですよ、これはどうして欠陥品と言えないんですかと、今、欠陥品で闘っているんですから。今は、欠陥品であるという認識は、事務局は持っていらっしゃるんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

今、申しましたように、性能欠陥ということは、これまでの裁判の中でも主張の一つとして出していますので、欠陥というふうに思っています。

ただ、当時、17年度稼動した当初、例えば、その覚書を出す、出さないの問題を含めまして、ここで私どもは議会での答弁を色々いたしておりますけれども、やはり当初非常に混乱もあったという状況の中において、議会と考え方についても、やはりJFEのペースがあったのかなというふうに思っております。

**○9番（町田康則君）**



それから、覚書の概要版を出された。私も、この概要版だけはずっと見てきていました。概要版はね、ここにありますがね、性能保証に関する覚書概要版、これには覚書の変更というのは書いてないんですね。實際上、内容はこれ変更の日付なんです。最後の日付を見ますと、16年の12月22日です。ですから、覚書をするというものはある。変更があったということが、これは書いてない。変更して書いてないです。性能保証に関する覚書の変更と書いてない。覚書概要版と書いてあります。ですから、いかにもこの覚書の変更があったことを隠していたのかなというふうにしかとれないんですけどね、そこについてはどうですか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

最初の覚書の中にも書いてありますが、実施設計を踏まえて、当初覚書は見直しを行うというふうな記載がございます。それからすれば、当然その当初覚書以降の覚書も存在するという事は明らかになっているというふうに思います。

#### ○9番（町田康則君）

そこら辺はきちっと認識を変えていただければと思いますけど、JFEという会社を私もこれはもちろん調べてみました。平成19年度で、これは新聞発表だったんですけど、売上高3兆2,700億円、純利益2,950億円ですね。すごい利益が出ている会社ですね。うちの147億円で施設をつくった、こんなのはすぐ建てかえることができるんじゃないかなというぐらいもうかっている会社でございますが、その平成19年当時も、今度は公正取引委員会から、ごみ焼却炉建設入札をめぐる談合でJFEエンジニアリングなど大手メーカー5社に対し、独占禁止法違反と認定した。企業への課徴金として過去最高の270億円を納付するよう命ずる方針を決め、各社に事前通知したと。5社は1994年から98年にかけて、全国の自治体などから受注したごみ焼却炉工事66件、契約総額9,600億円の入札で、受注予定者や価格を決める談合をし、公取委が立入検査するまで続いていたというのが載っております。

すごい儲かっているんですよ、ここは。そして、そういうのもあるんですから、もちろん先ほど柴田議員が言われたように、この色んな工事をやって、その損失がいろいろ発生すると思ったんでしょね。それについて、内部留保といいますか、そういう格好のお金を出してきたのは事実でございますね。何ですかね、すみません、特損ですね、特損で500億円、JFE出しておりますね。

やっぱり私もこの焼却施設というのがどんなものかということで、やっぱり同じ型でないといけないと思ったもんですから、色んな方のつてを通じ

て調べさせていただきました。その中で、J F Eが建設したサーモセレクト方式のガス化溶融炉のごみ焼却炉を実際にやっていた方の証言を得ることができました。

ここに持っておりますけど、このごみ焼却、固定型の焼却炉、ストーカー方式、流動床式焼却炉、しかし、溶融炉にはシャフト式ガス化、キルンガス化、流動床式ガス化、サーモセレクト方式ガス化というのがあるそうでございますが、この方の話を聞きますと、ここに文書があるんですが、だれということは言いません。これ、ちゃんとした専門家です。

同じこのJ F Eが建設した焼却炉を運転維持管理した専門家のをもらって、運転員26名で3年間委託運転しましたと。結論から申しまして、この様式の焼却炉はごみを1,300度以上の温度で燃焼し、どろどろに溶融するため、前処理といいまして焼却炉へ投入する前に燃えやすいように細かく砕いたり、ごみを燃えやすいようにごみピット内でクレーンで均一に攪拌しておかないと、詰まったり、高温で固まったりして、運転も難しいし、危険でやっかいな焼却炉です。したがって、色んな種類のごみが混入する一般市民の出す都市型のごみには適さない焼却炉であることは間違いありませんというのが書かれております。

そして、このJ F Eの焼却炉で、炉内はもちろん1,300から2,000度ぐらいあるんですけど、排出温度が高いんですね。排出温度が750度、これは高過ぎて熱を出し過ぎていると。普通200度から300度で、なるべく低い温度で排出する。これがいかに熱を逃さないですか、熱効率を悪くしないようにするのが炉の設計上のテクニックですと、今のこの施設だと、どんどん燃料を使うことになると。

また、先ほど柴田議員も言われましたけど、炉材はレンガやキャストブルであるが、定期的な改修をしていかないと炉はもたないことになるというのまで書いてきておられます。それについてはどうでございますか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

今、具体的な名前が出なかったんですけども、J F Eの元社員の方というふうなお話でございまして、この施設について色々なことをこれまで言われてきております。その問題につきましては、我々も今むしろ裁判のほうで、そういった見方、考え方を訴えているところでございまして、今後は裁判をよりいい方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○9番（町田康則君）

管理者である宮本管理者、今のそこを実際に運転されていた専門家の方が、そういうふうなのが言われている文書でいただいたんですが、それについて

はどう思われますか。

○管理者（宮本明雄君）

どこからの情報かはっきりわかりませんが、そういうふうなことで言われているというのは事実でございましょうから、そういう新しい技術ということもあり、そういう評価もあるのかなと、色んな評価があると思っ  
ているんですけれども、そういう評価があるのかなというふうに思っております。

当初契約といいますか、覚書と変更覚書、金額から数値に変わっているというようにことになっておりますけれども、数値に変えた理由というのは、私は明確には存じ上げませんが、要するにLNGとかガスとかいうのは可燃性のものでございますから、値段の変動が大きいものでございますので、数値というのにも一定の根拠があったのかなと推測はしております。

2年ほど前でしょうか、非常にガソリンとか、その化石燃料が値上がりした時期がございましたし、そういうこともありまして、数値に変わったのかなというようにことを思っておりますけれども、そこのところは明確じゃございませんので、そういう考え方もあるのかなと。ただ、その一点保証というのが、今、論争になっておりますけれども、そこについては私どもが主張しているとおおり、そういうものではないだろうというふうに思っているところでございます。

○9番（町田康則君）

三番目に出しております、他のJFEの同型の施設の調査状況はということで、実際に全員行かれたんですかね、その調査には、この議会では。どうですか。

○事務局長（金原憲昭君）

昨年徳島のほうに、全議員を対象に募りまして、たしか7人の方の参加をいただいたということでございます。

○9番（町田康則君）

やはり13人おられますので、同じ認識を持っていただければと思っ  
ているんですが、徳島県阿波市中央広域環境組合でしょう、多分。私もこれについていたんですが、今、出せないということだったんですが、これは運転経費がここでは相当の高額になって、思っていたよりですね、当然、地元市民から管理組合が訴えられているという状況だと聞いたんですが、それについてはどうでございませうか。

○事務局長（金原憲昭君）

そういった話も聞いてはおります。

○9番（町田康則君）

同じこのJFEがつくったこれをやっているところが、7人の方、認識されたと思うんですが、本当に余り高額になっているために、地元から管理組合が訴えられている状態、それは、もうそれを裁判で当然言っていらっしゃると思うんですが、そういう状態を見てでも、この施設がいかにか欠陥品であるか。そして、それはここの組合だけじゃなくて、全国のを、きちっと調べればもっと明らかになるし、とっております。

ですから、ぜひそこらについては、もう一度調べていただければというふうに思いますが、私は、同じぐらいの人口30万人ぐらいの規模の都市調査をちょっといたしました。これは大阪府吹田市、愛知県岡崎市、埼玉県所沢市、それから川越市、三重県四日市市、大体30万人から四日市市が28万人までの、こう見たんですが、大体経費的には2億円から高くて3億円ぐらいなんです。ここの本当に何でこんなに掛るんだろうと思うぐらい、こんなに高い、12億円とかなんとかというのはそんなにないんですね。人口的には多いんですよ。吹田市にしてでも33万人いるんですから。ですから、そこでごみのトン数も12万トンあります、そこは。岡崎市は11万トン、もちろん人口多いですから、当然多いですよ。それなのに、経費的にはそんなに掛っていない。これがここの施設は異常に高い。

そこら辺で、やはり今は、今日の弁護士さんの話でも、3年かかった、今、これについて本当に裁判をやっていると。しかし、これから先、どれだけかかるかということは、またしなくちゃいけないと言っていらっしゃいましたね。それから考えますと、やっぱりここのよその同じ溶融炉でも、よその施設、言うなれば同じぐらいの規模で、それが経費的にどれぐらい掛っているというのを、こちらが把握しておかないと、やっぱり向こうと今から交渉していく、15年後を心配されているとか、そこまで言いませんけど、交渉していく上で、やっぱり必要になってくるのではないかなというふうに思うわけですが、そこら辺について、もっと同じ認識を持つために調査される、言うなれば同じ溶融炉方式を調査される気持ちがあるのか、そこら辺だけお聞かせください。

○管理者（宮本明雄君）

私のほうからお答えを申し上げます。

先ほど数値を上げておっしゃいました件につきましてでございますけれども、この私ども、ここの県南の処理方式というのはガス化溶融炉でございます。一般的に多く使われておりますのが、県内でもストーカー炉というものでございまして、それぞれ特色がございます。

ストーカー炉は焼却灰の処理とか、そういうものが溶融をまた別にするとか、そういうふうな機種でございまして、一般的には焼却灰の埋立地がなく

なっているとか、そういうこともありまして、溶融の経費が掛っているとか、それから、このガス化溶融炉につきましては、もう現実に非常に用役費というのが掛ってきているというようなことで、これは一概に全体のごみ量を1トン当たりにして幾らか掛るかとか、燃やすだけの経費であれば、ストーカー炉というのは溶融を含みませんので、そういうことになりますけれども、後の経費まで入れまして、どういうふうになるかというような調査をする必要があるんだろうというふうに思っております。

そういう意味では、今、調査している部分もありますけれども、不足している部分があるということであれば、もう一度調査をしてみたいというふうに思っております。

それから、議員おっしゃいますように、これからのこと、裁判の経過といえますか、裁判の結果が目前の結果と、弁護士の話では秋ぐらいから本格的に証人の申請というものが始まるであろうというようなお話がございましたけれども、早く進むと来年の春ごろには一定の結論が出るんじゃないかというようなこともおっしゃっていました。

そして、まだ裁判ですからどの程度相手が証人を申請してくるかということによりましては、時間もかかるんじゃないかというふうに思いますが、そういうことで、今は全力でこの裁判に勝訴すると、そういう有利な条件で今後のことを、一番問題なのは、この15年という歳月、15年以上になると思いますが、15年という保証期間といえますか、瑕疵担保期間ですけれども、そういう期間があるということもございますので、そういうことで今後の覚書が今のままでいいのかというのが、きょうの弁護士のお話でもありましたように、そのきっかけとなるのはやはり裁判であろうということをおっしゃいましたので、その辺を勘案しながら、今後のやり方についてもまた考えていくということになるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、毎日毎日出るごみの量でございまして、200トンからに上る、今月は少ないですけれども200トン、多いときになりますと二百数十トンが出るというようなことで、一日もこれを休止するというのは非常に困難が伴う。今、行っております全炉の停止というのは調整停止でございまして、これは計画的な停止でございまして、そういうこともあり得るということもございしますが、燃やさんといかに燃えないということになりますと、市民の皆様にご迷惑をかけ、また、多くの反響を得るということもございしますので、そういうことにならないように、適切な管理に努めてまいる必要があるということだろうというふうに思っております。

将来の覚書が変更したほうがいいのかどうなのか、それから、それはあく

までも弁護士がおっしゃいましたように、裁判の結果に左右されるんじゃないかというふうに、全然別の話なんですけれども、実質的にはそういうことになるだろうと思いますので、全力で勝訴できるように闘っていく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

**○9番（町田康則君）**

ここにおられる管理者、副管理者の方は、これを決めた当時は皆さんおられなかったわけですから、ある意味じゃ気が楽ですよ。どんどん言えると思うんですよ、JFEさんのほうにもですね。だから、やはりこれは禍根を将来に残さないためにも、ぴしっとした格好で組合も、管理者も、この議会もぴしっとした格好でJFEと向き合っていくということが必要だと思いますので、ぜひ私どもも色んな格好で調査をさせていただいて頑張りたいと思いますので、よろしく願いして、私の質問を終わります。

**○議長（並川和則君）**

これにて通告された一般質問はすべて終了いたしました。

午後5時になりましたら、会議時間を延長します。

しばらく休憩いたします。5時10分から再開をいたします。

（午後4時56分 休憩）

（午後5時10分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6に入ります。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例及び県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例及び県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」についてご説明をいたします。

本議案は、去年の人事院勧告によりまして、若年層を除く月額俸給の平均0.2%の引き下げ及び期末・勤勉手当を4.5カ月分から4.15カ月分に引き下げることを求められたことを受けまして、県央県南広域環境組

合一般職の職員の給与に関する条例の改正が必要となりましたが、改正条例施行日であります12月1日までに、議会召集の日程調整ができなかったために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれをご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、第1条で、住居手当のうち持ち家手当を廃止し、期末手当を0.25月分減じるとともに、勤勉手当を0.1月分減じたものです。併せて一般職の給料表を引き下げたものでございます。

第2条で、平成18年給与改定時、減給補償を受けている職員について、今回引き下げられた新給料表の適用者と公平を期するため、0.24%減じることを定めたものです。

施行日は平成21年12月1日とし、附則で平成21年4月から11月までの給与の0.24%を12月に支給する期末手当から減じることと定めたものでございます。

本件に関する4市の取り扱いに差異がございまして、県央県南広域環境組合といたしましては、諫早市の取り扱いに準じて対応をいたしましたところでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第2号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明をいたします。

県央県南広域環境組合は、長崎縣市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入し、公務災害補償に関する事務及び退職手当に関する事務を取り扱っていただいております。

地方自治法第290条の規定により、一部事務組合の組織、事務及び規約を変更するときは、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由は、平成22年3月31日に江迎町と鹿町町が佐世保市と合併することに伴い、江迎町、鹿町町及び関連する一部事務組合が脱退することから、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数に変更が生じたものでございます。

以上でございます。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」をご説明いたします。

平成22年3月31日をもって、南高北東部環境衛生組合が退職手当に関する事務から脱退することに伴い、規約の変更をしようとするもので、このことについて議会の議決を求めるものでございます。



以上でございます。

○議長（並川和則君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第4号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

これも昨年の人事院勧告による国家公務員の時間外勤務の取り扱いに準じて、まず、第1条では、1カ月の時間外勤務に対して60時間を超過した時間に対しての従来の「100分の125」という割増率を、「100分の150」に引き上げることとし、また、第2条で、60時間を超過した場合に、その超過した時間を時間外勤務代休時間として、他の正規の勤務時間に指定することで、勤務を要しないこととするように改正するものでございます。

また、第2条におきまして、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に短縮しようとするものでございます。

第3条は、技能労務職員の給与に関するものでございますが、現在の組合で対象となる職員はおりませんが、第1号議案で専決しました一般職員の住居手当の持ち家手当の廃止を、同じように廃止しようとするものでございます。

以上、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（並川和則君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第5号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

のんこの温水センターの指定管理者との協定は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5カ年となっております。このため平成22年度中に平成23年度からの指定管理者を選定するために、指定管理者の募集を行う際に上限となる利用料金を明らかにするため、現在の実績をもとに金額を明記しようとするものでございます。

また、指定管理制度の趣旨に沿って、文言修正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

○2番（島田一徳君）

現状を明文化するというような説明だったようですが、聞くところによりますと、赤字も出ていると。この600円というのは、ちょっと高過ぎやせんかなという感じがしてね。要するに、皆さんが利用しやすいような金額の設定というのが今、求められているんじゃないかなというふうに思うんですよ。私たちの島原半島を見たときに、普通この公の施設なんかで一番高いのは500円なんです。それでも高いと島原の人たちは言っているぐらいだから、だから、もう少し安くして、利用しやすい、そういう感じを持っていた方がいいお客さんはふえるような気もするんですが、この600円を設定された根拠といたしまししょうか、理由といたしまししょうか、これを一つね。

それからもう一つは、堤防道路ができましたね。そんな関係で、せっかく

なら本物の温泉に入りたいというんで、島原まで来らす人も結構おらすごたつとですもんね。時々話をすると、はい、高来から来ましたとかね。だから、そういった意味では、やっぱり皆さんのニーズにこたえると。近くでせっかくあるのに、利用せずに500円、ガソリン代までかけて島原半島まで来らすわけですから、もうちょっと値段の設定を安くされたほうが安定経営につながっていくんじゃないかなという、ちょっとした心配があるんですが、その点についていかがでしょうか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

今回お願いしておりますのは、上限料金ということでございまして、現行の料金をもとにお願いいたしております。ただ、具体的に今、指定管理者のほうで料金につきましては、例えば土日、休日につきましては、風呂、プールとも600円、平日については500円とか、あと団体割引、それからシルバー割引とか、さまざまな割引制度を取り組まれております。ほかの施設の利用料金とも比較参照させていただきましたけれども、高いところって、600円が高いとは申ししておりませんけれども、大体近似値と申しますか、やっぱりワンコイン500円前後が一番多いのかなという感じもしていただいて、その後の指定管理者の運用の中でその辺は考慮されるものというふうに思っております。

以上です。

**○6番（牟田 央君）**

この、のんのご温水センターですね、私も時々来よるんですがね、利用者の意見をどういう具合に組み入れるかということですね。それで、5年経つわけですね。そうすると、これはサウナの利用をしない人が設計しよるんですな。水風呂が狭くてしょうがない、はっきり言って。だから、あなた方、失礼ながら、職員もたまにはお金を払ってサウナに入って、それから、施設を見て回るということが行われていますか。まず第一点はそこですよ。

**○事務局長（金原憲昭君）**

まず、一点目、利用される方の意見を聞いているかということございませうけれども、アンケートはいただいておりますし、また、窓口等で色んな要望をお伝えになる方もいらっしゃいます。手すりをつけて欲しいとか、高齢者に優しい段差をつけてほしいとか、そういった要望等もいただきながら、でき得る限りの対応はしているというふうに思っております。

また、職員の利用ですけれども、県央県南組合の職員はほとんど回数券を持って、利用できるときには利用している状況で、ほかの職員のほうにも、さらにまたお願いとかは全職員で取り組んでいるところでございます。

**○6番（牟田 央君）**

それで、入られてですよ、あなた方自身がどこか不備なところは見つかることがありますか。例えばサウナ、塩サウナ、それからまた炎熱サウナありますが、あそこの水風呂がありますね、すぐ隣にね。吹き出るといふか、何か、わっとするところがあるですたいね。あそこも水風呂にしたらどうかとかいう意見があるんですよ。それから、スチームバスというのがあるですたいな、もういっちょの湯はね、反対側はね。あそこもスチームバスでいいのかとか。あそこを塩サウナにしたらいいとか、行くと、色んな意見を私に言ってくれるんですよ。そこら辺を、ただアンケートだとかじゃなくて、あなた方自身ももっと利用者と語り合うといふか、そして、しないと、ただ単にアンケートをして利用者の意見って、それは聞いたことにならんとするんですよ。それから、先ほどの料金もありましたがね。小浜にもウエルハート何とかっていふのがありますね。あそこも500円を600円にしたばかりにといふか、やっぱりワンコインからずれておるもんだから、客の減ったとかいふ話もあるんですよ。だから、これ、どうしても600円にすれば、もう上限は600円ですよ。そこら辺も含めて、料金体系といふか、もう料金もどういふぐあいに考えるか。それから、バスがだれも乗らないバスとか、ある人が言っていました、経費がかかるようなことばかり考えずにね。あれ、利用はもうやめておるわけですたいな、巡回バスね。ある人が見ておると、あんな無駄なこと、せんでくれといふような意見も私もいただきました。今、バスだけ買って、そのままになっておるかどうかわかりませんが、老人会その他で電話がかかってきて、迎えに行っておるかどうかわかりませんよ。巡回バスを今はしていないと思うんですが、あのバスの利用はどうなっておるのか、そこら辺をちょっと説明してください。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

まず、バスの利用でございませうけれども、言われるように、巡回バスにしていたころはほとんど利用がなかったといふようなこともございまして、見直しをされております。しかしながら、今、おっしゃいますように、老人会の方々が何人か集まられて、ぜひ、どこどこまで迎えに来てほしいという場合は、バスを運行してお迎えと、送迎までしてございまして、また、しばらく休んでおりましたけれども、これまで意外と利用があった諫早駅と、のんのこまでのピストンですね、それは乗り合いバスが走っておりますので、乗り合いバスと重ならない適当な時間に、日に数本、巡回バスを1月から再開しながら、少しでも集客につながるように努めております。また、経費についても職員の中に運転できる方もいらっしゃいますので、極力かからないようにしながら、そういったものも取り組んでおられるところでございませう。

#### ○6番（牟田 央君）

あそこのね、いわゆる5年もたてば施設の改修をするかしないかですよ。利用者がどんな声があるのか。だから、スチームバスといたって、私も入っているんだけど、あそこは熱うしてたまらんなんていうのもわからんと。自分自身が入って、そう感じるんですよ。だから、水風呂だって、あんな狭いところに、利用しない設計者がこんなの造ったなと思って、入っておるんですよ。何人かに聞いても、えらい水風呂の少なかですなと言いますわけです。そういう声はあなた方に届いていますか。聞いたことありますか。ただ自分たちがこそと入って、利用者の意見を聞かないようだったら、入らんがましです。もっとあなた方自身が利用者の声を聞くために、無料でもいいですよ、はっきり言ったら。そのためにサウナに入って、利用者の意見を今まで聞いたことがありますか。ただ入っておるだけでしょう。

**○事務局長（金原憲昭君）**

私も今まで、18年にオープンしてから、これまでかなり行ってまして、かなりお知り合いの方にも会うことも多いと思っています。今、水風呂が狭いというお話については、初めて状況をお伺いしたんですけれども、ここはもう少しこうしたほうがいいね、ああしたほうがいいねというのは、意見として聞いております。そういったものは指定管理者のほうにも話をし、また、その内容をこっちなりに持ち帰ったり、検討はしております。

**○4番（西田京子君）**

プールの利用料金のことについてですけれども、私もお風呂を利用したことがあるんですけれども、たまたまそのときプールの利用者がいらっしやなくて、プールの監視員の方がどういう状況でいらっしやるのかわかりませんが、本人、大人ですね、親は入らなくて、子供だけを遊ばせようと思って連れていったんですけど、親の入場料も取られたということなんですけど、そこら辺はどういうふうになっているんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

子供連れでお母さん、お父さんがプールを利用される、プールのほうにお入りになったら、料金をいただいているというふうな料金運用になっているものでございます。

**○議長（並川和則君）**

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

**○2番（島田一徳君）**

私は直接入りに来る機会はほとんどないと思いますけど、やっぱりね、施設を維持管理していくという点から言っても、お金が必要だというのはわからんじゃないんですけど、やっぱりせっかく造った、こういった施設が高い

値段設定をされるというのは、お客がなかなか寄りつきにくいと。だから、どっちにしても、この600円というのは高過ぎると。先に言っておきます。私は反対です。これはやっぱりね、いいとこ大人300円、子供はもう100円。気楽に入れるような、そういうふうになくしたほうが、夏休みなんか、それこそごった返すごと来てもらおうと。薄利多売ですよ。やっぱりそういう発想が必要だろうというふうには私は思いますので、余り高過ぎる設定には反対をいたします。

**○議長（並川和則君）**

ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は原案どおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

**○議長（並川和則君）**

起立多数。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第6号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ200万円を追加し、総額で31億7,515万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書によりご説明をいたしたいと思っております。

3ページの第1表歳入歳出補正（第1号）をご覧ください。

歳入についてご説明をいたします。

6款. 繰越金で200万円を追加し、総額を2億4,393万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

8ページをご覧ください。

3款1項3目. 余熱利用施設費でございます。13節. 委託料の事務的委託料で200万円を増額いたしております。

資料でご説明したいと思いますので、お手元に配付しております議案第6号資料をご覧ください。

まず、1ページ、これが施設を管理運営しております指定管理者と組合が締結しております基本協定書でございますが、2ページ目の第7条のとおり、管理運営費用につきましては、1年ごとに精算することとなっております、平成21年度収支見込みを精査した結果、赤字ということで補正をお願いすることになりました。

5ページのA3判の資料、収支見込みをご覧ください。

資料左側、収入見込みが5,923万2,123円に対して、右表、支出は認定額見込みの6,500万135円となっております、協定書に基づく組合の管理運営費用が、右表下段に記載しておりますとおり、収支で赤字約577万円から200万円を差し引いた額の2分の1で、188万円となる見込みでございます。この額は今後の変動もあり得ることから、概算200万円をお願いするものでございます。

この赤字の原因でございますが、年間の利用者数につきましては、12月時点で昨年と比較しまして、約6%の減少となっております。利用者の減につきましては、昨年からの景気の悪化、また、近隣に類似施設が昨年3月にオープンしたことなどにより、厳しい状況が続いているものと思っております。

このような状況の中、利用者確保のため、指定管理者と協議を行いまして、時間の延長イベントや、変わり湯などの実施、地域情報紙を活用した宣伝、また、昨年3月にオープンいたしました、こどもの城利用者を誘導するための案内用看板を設置するなど、努力してまいりましたが、利用者の減少に歯止めをかけることができませんでした。このため、自主事業につきましても収益が伸びていない状況でございます。

今後も利用者への付加価値を上げることで、利用者増となるように、さらに指定管理者と一体になって、運営の努力をしてまいりたいと考えております。

なお、支払額は3月末までの1年間の収支が確定いたしました段階で決定することとなっております。

以上でございます。

#### ○議長（並川和則君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際には、ページ数をお示しいただきたいと思います。

#### ○8番（上田 篤君）

歳入のほうですかね、今、最後の説明されました平成21年度の資料に出ています収支表ですね、これにちょっと書いてあるんですけども、リラク

ゼーション収入、そして、  
(発言する者あり)

これじゃなかとですか、掛っておるわけでしょう、当然。それについてどうなんですか。私も初めてでよくわからないんですけれども、今、言いましたリラクゼーション収入とか、計画と見込みでかなり違うわけですけど、こういうのは歳入にかかわらないことなんですか。

○議長（並川和則君）

質疑は、今、歳入と歳出を区分して行っておりますので、まず、歳入の質問があれば、質問してください。

○8番（上田 篤君）

200万円のことだけということですか。

○議長（並川和則君）

ページ数が3ページ。

○8番（上田 篤君）

分けるというのは、私もよくわからないんですけどね……。

○議長（並川和則君）

そしたら、この補正については一括でやりますので、どうぞ。

○8番（上田 篤君）

全体について、まずお尋ねしますが、200万円の赤字だということですけど、これは色々努力された話がありましたけれども、大方の見方として、指定管理者が非常に努力した結果の赤字なんだという見方なのか、全体が。そして、この200万円というのは、私は決して小さくない数字だと思うんですよ。その点やっぱ厳しく見る必要があると思うんですけれども、どうなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

今回、収入から支出を差し引いた場合、約577万円の赤字が見えておりまして、その評価でございますけれども、これにつきましては、とにかくもうお客さんを集めるということで、市内の老人会へ出向いてのPRとか、先ほど申しましたようなさまざまな取り組みをなされた結果、やはりこういった結果の赤字が発生したというふうに見ております。

また、精査でございますけれども、精査につきましても、やはり直接的にここの運営にかかわらない分、例えば協栄というのは本社は東京にございまして、それで、本社職員がこちらに出向いての打ち合わせなんかもありますけれども、あくまでも黒字であれば認められるというふうに思っておりますけれども、赤字の中であれば、まず、ここの現場の経費というふうな見方もしながら精査をしてきておりまして、精査自体もかなり厳しくと申しますか、



したつもりでおります。

○8番（上田 篤君）

赤字も努力によって減らすことができると思うんですけども、先ほどちよっと言いましたリラクゼーション収入ですね、その内容と、かなり事業計画と見込みに差があるわけですね。これがなぜこうなったのか、お尋ねします。

○施設課長（横田秀男君）

まず、入館者数が減少しております、その減少がその他の利用料に大きく影響しております。それから、不景気ということもありまして、リラクゼーションのほうの利用が控えられているという傾向があると思っております。（発言する者あり）

リラクゼーションといいますのは、足底の足つぼもみ、それから整体、それぞれ複数のコースがあります。一番安い整体の20分コースで1,700円です。このリラクゼーション収入のほうは446万8,500円の見込みになりまして、支出のほうは同じ委託料で上がっております。その差額が実収入というふうになってきます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

○6番（牟田 央君）

これが私は200万円で済んでよかったなと思うんですね。これ、23年、来年まででしょう。そうすると、これは来なかった場合どうするのかと、23年以降、24年にね。だから、こういう指定管理者というのは、あらゆるところが閉鎖しよるわけですか。御存じのように、長崎の極楽湯も閉鎖、それから時津のホットランドも閉鎖、また、新しく本野にはできた、あっちこっちできた、そして、ここは遠い。それで、近くの人でよく収入があるなと私は感じもするんですよ。だから、今、本社が東京という話でしょう。近くの人には、恐らくこんな赤字を見たら、24年からは応募があるのかなという気がするんですね。だから、そのときに570万円の赤字で200万円の補填をされるからといって、370万円の赤字をその会社がかぶるわけでしょう。とした場合に、もう、そんな5年契約の場合に、5年で1,500万円でしよう。だれか経営を引き受けますか。私だったら引き受けませんよ。慈善事業じゃないんですからね。だから、例えば飯盛温泉なんかも、指定管理者に応募があるかということ、そういう人はなかったですね。だから、こういう大型過ぎるものだから、余りにも経費がかかるわけですよ。だから、そこら辺をどういうぐあいに、このままでいいのかどうなのか、この協定書というのをね。だから、本当に来ないという前提で考えた場合に、次のこと

が私は心配なんです。この600円が高いとか思いながら。そこら辺をどういうぐあいに、もし23年、経営はどうして。本当は、これ、あれでしょう、もうやめたと言ってもよかとでしょう。それとも、損害金とかどうとかいう規定がありますかね。この契約の中で、ただ5年間の契約、委託ですたいね、今のところね。だから、そうした場合において、来年はやるという前提で、今、話をしよるんですが、来年本当に引き受けてくれるのかなという心配をするんですけれども、途中で解約した場合には、どういうペナルティーの条項があるのか、説明してみてください。

**○事務局長（金原憲昭君）**

確かに、今年、諫早の飯盛にございます月の丘温泉につきましても、なかなか指定管理者の手が挙がらなかったというお話はお伺いしております。当然、施設自体はほとんど似ておりますので、私どものんこの温水センターも果たして手が挙がるのかという心配はいたしております。そういった中で、当然一定の募集要項と申しますか、そういった条件的なものも、ほかの施設と併せて再検討をする必要があるのではないかとも思っておりますけれども、それは4月以降、具体的に詰めて行きたいというふうに思っております。

現行の協定では、仮に途中で指定を解除した場合、罰則規定というお話でございますけれども、特にそれを定めているようなところはないというふうに思っております。

**○6番（牟田 央君）**

これ、中途解約の条項はないですよ。だから、もしも委託者が、もうたまらなばいと、やめたとした場合にはどうなるのということを想定したことがありますか。それについて、ちょっと仮定なんだけれどもね、あり得ることなんです。これね。途中で解約できるわけですから、ペナルティー条項も何もなければ、やめたと言った場合に、組合はどうするのというのを教えてください。

**○事務局長（金原憲昭君）**

考えたことがあるかと。今まで具体的に考えたことはございませんでした。ただ、そういったことにならないように、今後の運営にかかわります募集要項あたりも整備せんばできんだろうというふうに思いますし、ほかの施設あたりとの大体近いような経営状況をされているところは非常に多うございます。そういったところとも十分連携をとりながら、そういったことがないように努めていきたいというのが、今の我々の考えでございます。

**○6番（牟田 央君）**

恐らく22年から、4月1日から指定管理者ということで募集をかけられると思うんですが、そのときにこの基本協定が参考になるのかどうか分かり

ませんが、恐らくこの基本協定を参考にして募集をされるわけでしょう。基本協定、これちょっと200万円じゃのうして、100万円ぐらいの赤字しか負担できないと。あとはとにかく全額持ってくれとか、企業とすれば色々な条件が出てくる世の中ですよ、今。そのときにはどういう態度で募集するかというのを、普通の指定管理者といたら、企業だったら儲かるためにやるわけですよ、株式会社ですから。赤字をするために喜んでする企業なんてないでしょう。そこら辺の募集とすれば、どういうぐあいに方向づけするのか。どうしてもここは自分たちで経営できないわけでしょう、運営できないわけですよ。そこら辺はどうするのかという、もう今から考えておかないと、募集をかけましたけれども、24年になってもだれも来手がないんですよと。そこら辺は1年ぐらい前から当然考えるべきことだと思うんですが、全くもって考えていませんか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

撤退ということは全く考えていなかったんですけど、やはり今の各施設の状況あたりを見てみますと、厳しいというようなことで、やはり条件的にもう少し指定管理者のほうのリスクを軽くするような提案あたりも、話も出てこようかというふうに思っております。

まず、ほかのところとどうだということもありますし、また一方、今の協定内容から見てみますと、組合の職員1名がほとんどこの余熱関係の収支とか運営とか、そういったものに張りついている状況でございまして、もう少しきちんと区分けすることによって、職員の経費と申しますか、そういったことも負担を軽くしてということも、選択肢の一つとしてはあるんじゃないかとは思っております。

**○2番（島田一徳君）**

私、初めてで教えて欲しいと思うんですが、ここの指定管理料というのは、どこに書いているんですか。どれが指定管理者との契約金になるんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

指定管理は、これはあくまでも収入はすべて指定管理者の収入というふうになっておりまして、その収入で賄う、運営するというのが基本的な原則ということになります。今回、先ほど条例改正でお願いしました600円とか500円とかの話がございましたけれども、その範囲内の収入でもって運営していただいて、やはり施設によって、どうしても採算がとれるところ、そうでないところがございます、そういったときにリスク負担をどうするかというような詳細に詰めたものが、この基本協定書というふうになって、現行は200万円までの赤字が出た場合については、それは指定管理者のほうで負担してくださいと、それを超えた場合、超えた部分の赤字については組

合と指定管理者で折半しましょうというのが、今の現行の協定になっているところでございます。

**○2番（島田一徳君）**

おもしろい契約ですね。この事業契約というのは、業者が勝手に設定をしてというんじゃないの。だれがこれを決めるんですか、事業計画というのは。じゃあ、ここの組合が事業計画を立てるんですか。ごめんなさい、これは資料のほうの5ページの話をしているんです。収入見込みが6,891万6,100円でしょう。この細目にわたって、上の方に施設料とか自主事業とかというのがそれぞれ項目があるわけですがけれども、これだけの予算額、事業計画というのは予算額と見て、この設定の根拠というのは、何をもとにしてこういう数字が羅列されているんですか。よくわからんのですね、この数字を設定する根拠。これは業者任せなんですか。

**○施設課長（横田秀男君）**

事業計画につきましては、指定管理者のほうで毎年計画を立てまして、それに沿って事業を進めてまいります。協定におきましても計画と実績報告をするようにという義務づけがされておるところでございます。

**○2番（島田一徳君）**

この事業計画そのものは過大な数字を設定してもかまわんということになるんじゃないですか。極端な言い方ですけど、業者が数字を羅列して、実際来た人の人数は少なかったよと、そうすると、その差額はマイナスになると。当然マイナスになりますよね。例えばリラクゼーションに、ここで言いますと653万円、これは800万円でもかまわんわけですか。そういうふうな設定の仕方をされると、当然赤字出ますよね。そこのところ、私よくわからんのですよ。そうしますと、あと、例えばリース費というのは、一体これは何をリースしていらっしゃるのかなというのもちょっと疑問でね、それから、例えば光熱水費、これについても1,133万円と。ところが、実際は認定見込額は1,175万7,260円ですよと、こういうふうになっていますね。私たちの町にも、有明の話ですが、福祉会館がありまして、ここはお風呂があり、ここは温泉ですよ、沸かしじゃないんですね。ボーリングを掘って出ているんですよ。自噴していたんですけどね。そこでも4,400万円なんです。トレーニングセンターがあり、お風呂があり、1階部分はデイサービスなんかをやっていると。そういう建物なんですけど、この管理料というのは、これは直営ですけど、4,400万円で済んでいるんですね。そうして見ますと、私どもの建物の1年間の電気代、これは決算書を開いてみたくんですけど、1,000万円ちょっとなんです。これでいきますと、1,133万円と、しかし、実際は1,175万7,260円ですよという

ふうになっていますね。うちの島原市のトラフグの養殖場。海水を揚げて、トラフグが泳ぐようにモーターかけて、ポンプで海水を回しているんですけど、そういう水槽が幾つもあります。市長がいらっしゃいますから、詳しいと思いますけどね、それでも電気代は1,000万円なんですよ。何でこんなに高くかかるのかなと、そういう素朴な疑問もあるんですね、正直なところ。

だから、支出というのは、それはかかった費用ですからわかりますけど、これを単純に主事業費ということで、業者が立てた目標数字を、ああそうですかと言って、やっちゃっていいのかなと。それに、計画でしょうけど、計画に対して支出がなかったら、当然マイナスになりますよ。さっき言いましたように、例えばリラクゼーション収入800万円と計上しておいたとする、そうすると、半分の446万8,500円しか実際はなかったと。それでもう既に400万円の赤字が出るわけですね、これだけで。どういう目標の設定、予算の立て方をしておられるのか、私たちには理解できないんです。

だから、私が最初に聞いた、これだけでやってくださいよとって、この組合がぼんとあてがうと、これに対して当然組合としては、これについてはこのくらいの予算だと目標を立てますね。しかし、業者任せになると、業者が勝手にこの数字いじることができるような気が、私にはするんです。

そのこのところの矛盾が非常に感じられるものですから、私はあえて、

(発言する者あり)

いや、計画は計画じゃろうばってんが、その引き算ばしよるっちゃがな。

○議長（並川和則君）

島田議員、答弁をいたしますので。

○施設課長（横田秀男君）

まず、リラクゼーションの事業計画費につきましては、昨年度の20年度実績が568万程度あります。それから、努力して伸ばそうということで、高目に設定をしております。実質の見込みはかなり下がっておりますが、先ほど申しました利用者数の減少、それが原因だと思われま。

それから、リース費は洗濯機、コピー機、それからバスのリース代というものでございます。

それから、光熱水費の1,175万7,000円につきましては水道代でござい。

○8番（上田 篤君）

先ほどから話題になっている、私も聞いたリラクゼーション関係なんですが、これは専門の整体師とかマッサージ師とか、足つぼのマッサージの方がおられるわけですか。そして、造った当初から、そういうことを配置すると

ということになっていたんですか、計画は。

○施設課長（横田秀男君）

はい、当初からなっております。専門の業者の方にしていただいております。

○8番（上田 篤君）

私は余りですね、まず、そこには行ったことないし、そういう施設にあっちこっち行ったことはないわけですが、そういう専門の方がおられる施設というのは、私はあんまり聞いたことないんですけどね。やはり、あれですか、こういう公の公共的な施設でも、こういう専門の方を入れている施設というのは、かなりあるんですか。そういうのを調査されて、あるいは市民から強い要求があつて、これは配置されたんでしょうか。

○施設課長（横田秀男君）

まず、指定管理者の経営努力の面もあるかと思っております。

○7番（松本正則君）

私、これ確認をしたいんですけど、2ページのほうで管理運営費ということで、ここはもう当初から、まず最初に、ここは利益をなるべく出すようにしてくださいという施設だと、まず思っているんですよ。そういった意味で、利益が出たときには50%を折半すると。それで、出ない場合もあるだろうと、要するに人が来ないときもあるからということで、200万円を上限に、こういう措置をしてあるということで、あくまでも事業計画にのっとり、ここは事業をやってくださいと。そのかわり赤字が出ない、むしろプラスになるようにという施設だと思うので、ここの施設のやり方は、そういうふうに行っているということによろしいんですかね。それだけの確認を。

○事務局長（金原憲昭君）

当然18年度から、この指定管理制度によりまして運営を開始いたしております。ただ、17年度を協議する中において、やはりリスク負担と申しますか、プラスになるのかマイナスになるのかよくわからないというふうなところは大きな前提としてあったというふうに思います。したがって、儲かった場合は少しくださいと。赤字になった場合は、少し組合としても負担しましょうというふうなものがこの協定の中に出てきて、今の内容になっているというふうに思います。

○7番（松本正則君）

要するに、利用者が増えれば増えるほど利益が上がってくるという世界で、支出のほうはその分ほとんど変わらないでいくんだよという計画のもとで行っていると。今のところはとんどの計画書が大体出ているというのが、今の状況だということですね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

おっしゃるとおりだと思っています。ただ、最初は、18年度当初はやっぱり初期投資あたりで非常にお金が掛ってまして、その後、若干改善のきざしが見えまして、20年度につきましては、最終的には88万円の赤字ではございましたけれども、組合の負担はすることがなく締めることができたんですけれども、それから少しよくなるかなと思ったんですけれども、やはり昨今の色んな情勢というのが追い打ちをかけて、結果としてやっぱり厳しかったというふうなことだろうと思います。

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第7号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ30億9,108万5,000円でございます。昨年度と比較しますと、8,207万4,000円の減でございますが、このうち公債費の減1,665万8,000円を除いた増減では、6,541万6,000円の減でございます。

減となりました主な理由は、燃料費LNGの使用料につきまして、現在の使用状況を踏まえ、対前年比約9%の減とする3,900t、約3億4,680万円から300t減らし、3,600t、約2億9,740万円の、4,940万円の減。電気代の約1,300万円の減としたのが大きな要因でございます。

順次ご説明をいたします。

まず、5ページをお開きください。

歳入でございます。1款. 分担金及び負担金25億円、2款. 使用料及び手数料1億7,350万1,000円、4款. 財産収入62万1,000円、5款. 基金繰入金0、6款. 繰越金4億261万6,000円、7款. 諸収入1,434万7,000円となっております。

次に、事項別明細でございますが、13ページをご覧ください。

歳入、1款1項1目. 衛生費分担金でございます。

平成21年度と比べて1億円増の25億円をお願いしたいと思っております。構成市ごとの内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。現行規約に基づくものでございます。

構成4市で、3月議会におきまして規約変更が承認された場合には、補正対応を予定いたしているところでございます。

次に、14ページの2款1項1目. 総務使用料でございます。

組合所有地の電柱使用料として、存目計上いたしております。

次に、15ページの2款2項1目. 衛生手数料でございますが、廃棄物処理手数料として、21年度の決算見込みが1億7,600万円という状況から、若干ごみ量の減を見込みまして、1億7,350万円を計上いたしております。

16ページは4款1項1目. 基金運用収入で62万1,000円を計上いたしております。また、備考欄のとおり、各基金の21年度末現在高を記載いたしております。

次の基金繰入金と関連してまいりますが、財政調整基金の残高は、21年度の基金繰り入れに伴い、約2億2,966万円となる予定でございます。

次に、17ページは6款1項1目. 繰越金4億261万6,000円でございます。

18ページは7款1項1目. 現金及び歳計外預金利子で20万円を計上いたしております。

最後に、19ページでございますが、7款2項1目. 雑入で、1,414万7,000円となっております。これは大部分が余熱利用施設の水道代で、水道代として同額分を支出でも計上いたしております。

そのほか雑入として、再資源化物売払収入を見込んでおります。

続きまして、歳出にまいります。

6ページにお戻りください。

1款. 議会費170万4,000円、2款. 総務費7,520万6,000円、3款. 衛生費16億4,703万6,000円、4款. 公債費13億5,713万9,000円、最後に予備費で1,000万円でございます。

詳細につきましては、23ページからの事項別明細によりご説明を申し上げ



げます。

まず、1款1項1目、議会費でございます。今年度予算170万4,000円で、前年度と比べ90万7,000円の減額となっておりますが、議員視察の旅費を隔年実施としたことが主な要因でございます。

次に、24ページをご覧ください。

2款1項1目、一般管理費でございます。ここでは主に組合の管理運営に係る経費、また、総務部門の人件費を計上いたしております。今年度は7,418万8,000円で、前年度に対しまして361万8,000円の減となっておりますが、これは訴訟着手金の追加420万円の減額と、クリーンセンター費にこれまで計上しておりました本体施設の除草業務90万円を一般管理費に移し替えたことなどが主な要因でございます。

次に、27ページをご覧ください。

2款1項2目、財政管理費は基金の預金利子で、合計62万1,000円をそれぞれの基金に積み立てるため計上しておりますが、前年度と比較しますと、132万6,000円の減となっております。これは先ほども述べましたが、財政調整基金を21年度に約3億4,000万円繰り入れすることによる基金自体の減、また、利率も低下していることによるものなどがございます。

28ページ、2款2項1目の監査委員費は、今年度39万7,000円でございます。これは毎月実施の例月監査、監査委員お二人の報酬、費用弁償が主な支出でございます。

次に、29ページをご覧ください。

以降が3款、衛生費でございます。これが組合予算の中心となる費目でございます。

まず、クリーンセンター費でございます。本施設の運転に要する経費を計上いたしておりますが、前年度当初予算14億2,731万2,000円、22年度予算13億5,899万6,000円で、6,831万6,000円の減額となります。減の大きな要因は、燃料費LNG代の減でございます。先ほど申しましたとおり、現時点での使用量の状況から、3,600tの使用見込みで計上させていただいているところでございます。

節ごとの内容でございます。

まず、人件費ですが、組合施設課職員11名分の給料、手当などの計上となっております。

次に、30ページをご覧ください。

11節、需用費に5億4,826万5,000円を計上いたしております。内訳は記載のとおりでございます。燃料費の大幅な減がでております。た

だし光熱水費、電気代が主でございますが、これにつきましては、現在の状況でも自家発電で賄いきれない状態で、なかなか買電料の減が見込めないところでございます。1,300万円ほど減額して計上させていただいておりますが、当然、JFEに対しては今後とも経費節減について強く求めていく所存でございます。

次に、13節. 委託料として、21年度に5年経過検査業務を実施いたしておりますが、指摘事項の改善対策や、その実施結果の検査が22年度になりますことから、5年保証確認業務として追加をいたしております。

次の31ページ、19節の負担金、補助及び交付金では、外郭団体負担金として1,009万2,000円を計上いたしておりますが、うち1,000万円につきましては、諫早市から無料で提供いただいている施設用水について、市の用水処理施設の維持管理経費が年間約4,500万円程度掛っていることから、諫早市と協定を結び、その一部負担として計上いたしているところでございます。

また、地域協議会補助金は20万円減額といたしております。

次に、32ページ、3款1項2目. リレーセンター費でございます。

東部及び西部二カ所の中継施設でのごみ処理経費、本体までのごみ搬送経費、また、中継施設職員3名と中継嘱託職員10名の人件費をここで計上しているものですが、今年度2億7,295万8,000円で、対前年度比は833万9,000円の増となっております。増の主な要因は、東西リレーセンターの点検整備補修業務の約1,000万円の増額によるものでございます。

続きまして、34ページをご覧ください。

3目の余熱利用施設費でございますが、今年度1,508万2,000円を計上いたしており、対前年比は41万7,000円の減となっております。これは歳入の雑入のところでも触れましたが、主に施設の水道代でございます。21年度の実績から同額の計上といたしております。22年度に指定管理者の募集と選定を行うために、構成市にもご協力をいただき、選定委員会を設置、開催する予定とし、また、新聞に募集広告を掲載する費用など、40万1,000円を計上いたしております。

次に、35ページをご覧ください。

4款1項1目. 公債費元金でございますが、11億9,826万円で、対前年度比32万5,000円の増でございます。

次の36ページをご覧ください。

同2目. 公債費利子でございますが、1億5,887万9,000円でございます。

以上、起債の元金利子の合計は13億5,713万9,000円でございます。今後しばらくは償還金の合計が毎年13億5,000万円程度となっております。

最後に、37ページは5款1項1目、予備費で、昨年と同額1,000万円を計上いたしております。

そのほか38ページには22年度分担金明細書、39ページから給与費明細書、46ページには債務負担行為に関する調書、最終47ページには地方債に関する調書を添付いたしております。

以上、議案第7号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計予算」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（並川和則君）**

しばらく休憩いたします。18時30分に再開いたします。

（午後6時20分 休憩）

（午後6時30分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際には、ページ数をお示しいただきたいと思っております。質疑は、歳入歳出それぞれ3回でございますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、それでは次に、歳出に対する質疑に入ります。

**○3番（松永隆志君）**

3款の衛生費の余熱利用施設費、ここでの需用費の光熱水費というのは、これどういうものなのか。余熱利用施設というのは、のんこの温水センターのこと、その中で、この部分の負担というのは何に該当するのかご説明いただきたい。

**○施設課長（横田秀男君）**

需用費の光熱水費につきましては、施設の水道料金でございます。

計算の基礎につきましては、約132トン、362日で使用したときの料金でございます。

**○3番（松永隆志君）**

今の説明わかったんですけども、先ほど指定管理者としての収支見込みがありましたよね。これとの中の本来そちらのほうで賄うべきあれと、こちら

の光熱水費というものの違いを教えてください。

○総務課長（今里良二君）

今、言われるとおり、のんこの温水センターを運営しております協栄のほう  
が支払うものでございます。

ここの支出に計上しておりますのは、協栄のほうから私どもが水道料金を  
いただきまして、私どもの施設の分と合わせて水道局にお支払いをするとい  
うようなことで雑入のほうに入れている額と同じものがこちらに出ておりま  
す。歳入の19ページをご覧ください。

以上でございます。

○2番（島田一徳君）

先ほどは失敗しましたので続けて聞いていきます。29ページをお願いし  
ます。

下から二つ目の報償費ですね。施設運営協議会委員謝金というのがありま  
すが、どういう性格の組織で、何を、どういったことを協議するのかという  
のが一つですね。

それから、こういった人たち、メンバー、どういう人がいらっしゃるんで  
しょうか。ご説明をいただければと思います。

それから、30ページ、この30ページのかなり大きな金額が載っている  
需用費ですね。燃料費、それから光熱水費、ここんところの補足説明をちょ  
っといただけませんかでしょうか、どういったものがあるのか。（発言する者あ  
り）言わしたですかね。

それから、あと委託料の中で、副産物再資源化管理業務なんていうのがあ  
りますが、この幾つも並んでいるんですが、それぞれの項目に幾らぐらいか  
かるのか。全くこれではわかりませんので、ここんところの補足説明をお願  
いしたいと思います。

それから、33ページお願いします。

委託料ということで、クリーンセンターの部分だということで、この委託  
料というのは、配送ごみのあのコンテナを運ぶという意味ではないのかなと  
いう気もするんですが、これだけ2億2,000万円余り、これだけを出し  
て、例えば現在、鳥建という車が走っていますが、そこにすべてを委託する  
という意味なんです、それからもう一つは、その委託料のところの下から  
2段目、洗車場排水処理維持管理業務（東部）となっていますね。リレーセ  
ンターというのは、西部もたしかあるんだというように聞いていますけれど  
も、この西部のほうはどのようにして処理しておられるのか。

それから、車は恐らく組合のだろうというふうに思うんですけれども、そ  
ういった燃料代かれこれは、この中から鳥建さんが払うのかどうか。そうい

ったところのご説明もいただければと思います。

33ページの19節、組合単独その他補助金、地域協議会補助金なんていうのが書かれていまして、50万円が予算計上されておりますが、この中身と言いましょいか、協議会そのものはどういったことを指しているのか。また、どういうことをする団体なのかのご説明もいただきたいと思います。

以上、ひとつお願いします。

#### ○施設課長（横田秀男君）

まず初めの施設運営協議会の謝金でございますが、29ページです。

委員は地元代表の方4人、それから、有識者代表1人、計の5人、それから、保健所の方2人、4市の担当課長、計11人で構成されております。

1回、1人6,000円ということで、2回分の6万円計上をさせていただいております。

その施設の会議の内容ですが、クリーンセンター、東部、西部リレーセンターの施設の操業にかかる環境保全等についての協定の適正な運営を図ることを目的として設けられております。

30ページの光熱水費の明細でございますが、水道料につきましては86万9,000円です。それから、電力料は2億4,631万6,000円となっております。

次に、13の委託料の明細でございますが、点検整備補修業務が2億8,231万3,000円です。運転管理業務が3億3,130万7,000円です。定例分析業務が1,500万円です。副産物の再資源化管理業務が1,754万2,000円です。性能検査前自主点検整備業務が1,611万9,000円です。エレベーター保守点検業務が199万6,000円です。消防用設備点検業務が343万5,000円です。電気設備点検業務が136万5,000円。それから、運転管理業務が420万円です。作業環境ダイオキシン類濃度測定業務が525万円となっております。

それから、5年保証確認業務が1,046万2,000円です。自動扉開閉装置保守点検業務が31万1,000円です。計量器点検業務が61万2,000円です。電力系点検業務が54万円となっております。

次に、33ページの委託料の内訳でございますが、点検整備補修業務が東西合わせて6,778万7,000円です。運転管理業務が東西で8,609万円です。

それから、これが一般廃棄物搬送業務、鳥建さんに委託しているアームローラー車で搬送する業務ですが、これが6,000万円です。これには燃料代も含まれております。それから、定例分析業務が261万7,000円です。エレベーター保守点検業務が68万円です。消防用設備点検業務が17万8,

000円です。電気設備点検業務が26万1,000円です。自動扉開閉装置保守点検業務が60万円です。洗車場排水処理維持管理業務（東部）が162万3,000円です。計量器点検業務、これは東西隔年になっていますが、44万1,000円です。西部に水処理維持がないのは、西部が下水処理をしているためにありません。

次に、地域協議会の補助金50万円でございますが、これは東西のリレーセンターのそれぞれ25万円の2カ所分でございます。それと、協議会の目的でございますが、地域住民の協調及び連帯を基本に、組合と交流及び意見交換することを目的として設置をされております。

以上でございます。

## ○2番（島田一徳君）

一番最後におっしゃった地域協議会補助金というのは、リレーセンターとの関係なんですか。これが一つですね。

それから、洗車場排水、これは下水処理に直結しているということですけど、この下水処理というのは、自分ところの下水処理という意味ですか、それとも、公共下水道につないでいるという意味なんですか、それがもう一つですね。

公共下水道につないでおったら使用料は要らんのかなという気もするんですが、そこんところどうなのでしょう。再度お伺いします。

それから、以前から前任者の議員たちから、副産物再資源化のために60万円だか幾らだか売り上げるのに1,800万円使つとるよというような報告ももらったんですが、これがそこなんですか、再度確認をしておきたいと思います。

それから、ガスとか電気ですね。これは、先ほどの一般質問、答弁を聞いておると、なかなか業者が言った内容まで下がとらん。しかしながら、これがそのまま計上されているのかどうかですね。この点についても、再度伺っておきたいと思います。じゃあお願いします。

## ○施設課長（横田秀男君）

まず、地域協議会につきましては、東部、西部リレーセンターの地域協議会、それから、本体の地域協議会がそれぞれございまして、それぞれの地域の住民との意見交換を目的に設置されております。

それから、下水処理につきましては公共の下水処理をしております、手数料は12節の役務費、その他手数料の中に含まれております。

副産物の委託料につきましては、副産物の管理、手配、それから、保証等を含めて、副産物を安全に管理する目的で委託をしております。

## ○2番（島田一徳君）

この副産物再資源化管理業務というんで、もろもろの安全に管理をするためだという今、お話があったようですが、私が聞いているのは歳入のところ、幾ら入って、幾らなのかという話を私たちは島原議会でよく前任者たちから聞いて、えーって言っていたんですが、そこんところをもう少し補足説明いただけるとありがたいと思います。

それから、もう一つ答弁漏れがあったと思うんですが、ガスにせよ、電気代にせよ、私たちが本来、これだけにおさめたいという数字がもう繰り返しませんけれども、それからみ出した部分もなお従前どおり支払いをしていくというふうになっているのかどうかという質問だったんですけども、そこんところの答弁漏れがありますので、ひとつ伺っておきたいなというふうに思います。

## ○施設課長（横田秀男君）

副産物の販売の収入でございますが、収入のほうは雑入に入っております。60万円で見込んでおります。

1、400万円は輸送賃を含めた安全管理の費用でございます。

副産物の再資源化管理業務は、1、754万2,000円です。

燃料費のガスの使用料でございますが、これは過去の実績から推計をしまして、ことしは3,600tを見込んでおります。その料金で計算をしまして、昨年度は3,900t、約300t少なく見込んでおります。料金にしても、昨年度より約14.26%下がっております。

それから、金額につきましては、4,945万5,000円の減でございます。

## ○総務課長（今里良二君）

ガス、電気につきましては、請求先は私ども組合になっておりますので、私どものほうで全額を支払って、また交渉という形になっていこうかと思っております。

用役につきましては、一番最後の議案第7号資料ということで最後のページに、すみません、遅くなって申しわけございません、つけておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

以上です。

## ○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

## ○8番（上田 篤君）

島田議員の質疑で答えがあるのかと思ったんですけども、本来、払うべきお金と、そしてその向こうのJFEが言い張っているお金との差額が一体

幾らぐらいあるのか計算されていますか。その点を教えてください。

○総務課長（今里良二君）

今、用役に関しての金額ですけれども、応札条件に対する経費内訳書ですね、その分が1,670万円だったと思います。その差額ということになってこようと、現時点考えておるところです。

ただ、変更覚書、これが使える、使えないというのは、先ほど弁護士のほうからお話がありました。どこを基本にするかというのはあろうかと思えますけれども、ベースとしてはそれ、経費内訳書というふうに考えられると思っております。

○8番（上田 篤君）

弁護士の説明があつて、この大きな表をもらったんですけれども、その上から2行目に、損害賠償金額が19億円あったわけですよね。これが5年分ですか、3年分ですか。これで3年分で割ると、大体6億円以上になると思うんですけれども、毎年の請求額が。今、その1,670万円って言われましたよね、えらい少ないですね、どうなったんですか。

○総務課長（今里良二君）

申しわけございません。ちょっと私が間違っております。1億1,000万円でございます、すみません。

○8番（上田 篤君）

1億1,000万円にしても、やけに少ないような感じするんですけど、間違いないですか。

○議長（並川和則君）

しばらく休憩します。

（午後7時00分 休憩）

（午後7時04分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

○総務課長（今里良二君）

予算のほうで計上しております金額、電気、ガス、水道、この分が5億4,234万5,000円。そして、年間経費内訳書で予定されている金額が1億4,384万7,000円。差額といたしまして、3億9,849万8,000円という見込みになります。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに。



## ○6番（牟田 央君）

歳出の項目で、去年と幾ら下がったのかという説明が全くもってない。例えば、リレーセンターから、ここのごみ焼却場までどこかの運送会社が、去年幾らで契約して、今年は幾らの予算になっているのかという説明が全くもってなかですよね。そこら辺が委託料、大体話とすれば高過ぎるという話があるんですよ。だから、一つ一つ、去年の委託契約が幾らで今年は幾らの予算でしていますかというところが肝心なんですよ。

去年は6,000万円でした。そしてまた、今年も6,000万円の予算なのか。そういう見込みをもっとしかと説明をしてもらわないと、去年との比較を必ずしておかないと、それから3年契約なら3年契約なのか、毎年の契約なのかということですね、委託料がね。

それで、もしも、1年ごとの予算だけれども、債務負担行為で2年なり3年なり契約することがもっと安くなるんなら、その契約に進むべきじゃないんですか。いかに、この委託料その他安くする努力をどういうぐあいに、全体的にしていますかというのが第一問です。

それから、その従業員の方々がきちっと給料をもらっているかどうか。ただ、向こうで払えばいいでしょうということじゃないわけですよ。

だから、この前から輸送の経路、話が出ているでしょう。輸送経路が少なくなったら、毎日毎日の話ですから、その燃料費だっただけ下がるのか。そういうのをしっかりと計算しなきゃ。

それからまた、その輸送経路を変更する場合には、地域の方々に了解を得なければいけないでしょう。その努力はどういうぐあいにしていますか。まず第一問そこです。

## ○事務局長（金原憲昭君）

委託料を安くするための取り組みでございます。

まず、本体施設の運転管理費維持補修費が一番大きなものでございます。これにつきましては、先ほどから一般質問でも話出ましたように、平成16年の変更覚書に基づいて現時点では、そこによらざるを得ないということで、その額をもって契約をいたしているところでございます。

あとリレーセンターからここまでのアームロール車、大型搬送車によります搬送業務でございます。これは、昨年入札をいたしまして、3年間の債務負担行為で契約をさせていただいておりますので、去年とほぼ金額的には一緒ではないかと、去年の平成20年度の4月、5月、6月までは前の契約者と随意契約をさせていただいて、その間新たに競争入札に参加できる業者の方たちの調整を行ったものですから、若干平成20年度と異なりますけれども、平成21年度、22年度は同額というふうになっております。

また、リレーセンターの維持管理、運転管理費でございますけれども、昨年の決算の段階でもご意見いただいたところで、今現在、他の施設あたりの調査もいたしております、それでメーカーとの交渉も引き続きやっておりますけれども、運転管理費につきましては、平成20年度、21年度、22年度の債務負担行為に基づきます3年間の契約でございますので、今後その辺につきましても、十分金銭的なものは詰めていきたいというふうに思っております。

次に、給与ですけれども、それぞれJFEとか色々な職員の方も地元の方だぶんいらっしゃいますし、東西リレーセンターも一緒でございます。そこにつきましては、適切に給料は払われているというふうに思っております。

それと、輸送経路の見直しの関係でございます。

去年からその話をいただいております、私どもどのように取り組むかというのを十分検討いたしました。

一つは長田バイパスが部分開通をしたことに伴いまして、むしろ福田町を通ったほうが安全で、かつ距離も近いんじゃないかというふうなご意見がございますけれども、まだ全面開通は確かことしの3月末ぐらいに予定されているというふうに聞いておまして、極端に言いますと、交通の流れあたりも確認してみる必要があるんじゃないかというふうに思いますし、そういった交通の流れを確認しながら、一定その交通が安定した、最初は混雑、かなり信号の関係もございますので、渋滞等が出てくるのではないかと。少し期間を置いて、落ち着いた段階で、1回試しに走らせてみたい。その上で、総合的な安全性の問題、環境の問題、それでお金、効率性の問題あたりを評価いたしまして、そして、最もふさわしいコースが出てくれば、そのコースについて住民の方たちにも当然説明をし、ご了解をいただきたいというふうに考えて、今現在は当面、4月以降の全面開通の時期を待っているというところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（牟田 央君）

ここの退職者で参与という方がいらっしゃいますよね。どんな仕事をしているのか。それと、何年ぐらいの契約になっているのか。

大体、事務局長をされた方が2年ごとにずっと変わられている今までの経緯があるわけですね。ですから、何年間その人が必要なのか、どうして必要なのか。

それから、ここの施設において、いわゆる雇用が今いうその若い人たちが仕事がないというわけですね。だから、ある程度の年齢になったらやめていただいて、私は若い人を雇って欲しいわけ。自宅から通えば、そんな望まな

くなっている場合も出てくるかもわからん。だから、今、若者の話聞くと、全部年寄りの人たちが職を占めてしまって、私たちの勤める場所がないという話が、ご存じでしょう。これは、若者にしたら大変なことなんです。だから、ここの職場も若者を入れる気持ちがあるかどうか、雇用政策の問題ですよ。それに対して管理者答えてください。

○管理者（宮本明雄君）

嘱託員の数とかはよく存じ上げませんが、基本的には、名簿は見たんですけれども記憶がないということで、基本的には議員がおっしゃるとおりでございまして、年齢がある一定年齢を超えた方にはご勇退をいただいて、若い方を同じような職種ができる方ということになるでしょうけれども、そういう方をお願いしたいなというふうに思っております。

そしてまた、この参与の件をおっしゃいましたけれども、裁判を抱えているということもありまして、一定そういう方が必要なんじゃないかということで思っております、裁判というのは、闘いみたいなもんで証言も要りますし、その準備も要りますしということもありまして、そういう方は今は必要なんじゃないかなというふうに思っております。

今からの弁護士の話では、口頭弁論といいますか、準備書面から証人の申請ということになるということもありまして、そういう手続はあるんじゃないかというふうに思いまして、そういう形で行きたいなというふうに思っているわけでございます。

以上です。

○6番（牟田 央君）

それから、これは受け入れ場所がありますよね。いわゆる扉を入れて、それから、業者の方はずっと入りますが、私もごみをここに持ってきたことがあります、実際に。そのときに、非常に対応が悪いですな。ごみを処理してやっとなというように感じておられる職員も、私自身も会いました。それは、非常に、ごみを燃やしてやっているんだと、非常に横暴だというような話も、私もされましたし、ほかの方々からも指摘がありますが、職員教育はどうなってるのかということをお答えください。

○事務局長（金原憲昭君）

職員教育でございますけれども、そういったご指摘、おしかりのご連絡をいただくケースは時にはございます。その折に、話をして、とにかく、ここはその住民サービスの最先端というふうなことで、意識を持っていただくようにしております。

いくつか牟田議員がお越しになったときに、そういったお話をお伺いしまして、すぐその職員の対応と今後の改善についてお話をしたところでござい

ます。

○5番（西口雪夫君）

一点だけ質問します。

38ページ、分担金明細書の欄で、平成22年度が分担金総額25億円、平成21年度より1億円上がっているんですけど、内訳を見ますと、建設費で1億円上がるとのわけですね。その中で、平成20年度を見ましたら、7億2,200万円だったんですけども、これが平成21年度が9億5,000万円、平成22年度が10億5,000万円となっておりますので、今後、あと23年度、24年度まだ増えるんですか、それとも、このままで行くか、ちょっとお願いします。

○総務課長（今里良二君）

結論から申し上げますと、償還金の金額といたしましては13億円が一番ピークのところですね、今現在がそうになっています。

負担金としていただく建設費勘定、こちらのほうは12億5,000万円程度がピークになって、今後続いていくことになっていきます。

以上でございます。

○10番（柴田安宣君）

ちょっと数字を聞きよったら、どうも勘違いがあるような気がして、私も勘違いか確認をしたいと思います。

弁護士の先生は、5億8,700万円ということで、その覚書を、当初覚書をもとに今やっているというふうなことで、それから幾ら超えるのかなという数字がどうも合点がいかんところがあるもんですから聞くんですけども、このもとになる応札指名業者への応札条件から行きますと、維持補修費が年間2億円以内と、人件費が2億1,700万円以内。

そういうことで、ごみ焼却施設全体で6億7,500万円だと、そして、その人件費からなんか全部入れた数字なんですよ、電気代から用役含めて。

ここで行きますと燃料費、もちろん、今年で2億9,700万円、去年とすれば確かに4,000万円余り下がっております。燃料費は多少下がったにしても、電気代はほとんど変わっていないということで2億4,700万円。

それと、この下のほうに運転管理業務ということで3億3,000万円、管理業務、もちろん、これは人件費だけじゃないんでしょうけれども、この応札条件から行きますと、2億1,000万円、平均2億円ぐらいでやるべきだと、人件費が。これで薬剤費等が多分入っているんだろうと思うんですけども、そういうことで行きますと、この全体の中ではみ出てくる分が出

てくるというふうなことになるわけです。

ですから、点検整備保守業務ということで、ここで2億8,000万円計上してありますから、こういうこともろもろを足したときに、水道まで出したときに、全体的に当初予定の5億8,700万円から幾らぐらい上るのかなということで、どれぐらいの数字を見ていけばいいのか。それだけを確認したいと思います。

**○議長（並川和則君）**

この場でしばらく休憩します。

（午後7時20分 休憩）

（午後7時24分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長お願いします。

**○総務課長（今里良二君）**

先ほど用役だけの分を申しあげましたガス、電気、水道分ですね。

今のご質問は、全体でどうなるのかということですので、全体の金額は1億7,350万7,000円。これと、応札提示額の金額が6億1,585万4,000円ですので、差額は5億5,765万3,000円。ここまできれいになるかちょっと計算ミスもあるかもしれませんが、概算このくらいということでご理解いただければと思います。

**○10番（柴田安宣君）**

どうもご苦労さんです。ただ、今、あなたは、6億円余りの応札条件を言われたんですけれども、結果的に弁護士の先生が言われるとおりに、JFEは覚書に基づいて自分たちはこれだけでやりますということが覚書ですよ。

ですから、弁護士の先生も5億8,700万円という数字ですから、私が言ったこの6億7,500万円というのは、提示をしたんであったけれども、入札に出た結果がうちの会社はこれだけでやりますというて出したのが、この覚書の数字で行けば、これで行かなきゃいかんと、そうした場合の差額が幾らですかということを僕は聞いたつもりですけれども、ひとつよかったら説明して数字を出していただければと思います。

**○総務課長（今里良二君）**

すみません、私が6億1,585万4,000円と申しあげたのは、税を含んでの金額になります。

今、おっしゃった意味でつくった数字になります。

**○議長（並川和則君）**

ほかにございませんか。

○4番（西田京子君）

先ほどの牟田議員の質問に答弁があったんですけれども、コースの件です。長田バイパス完了後に流れを確認しながら試走して、地元の方へ説明をしていきたいということだったと思うんですけれども、今まで現在、地元の方に説明等があったという話も聞いていますけれども、そこら辺の確認と、ぜひ、地元の方の声を聞かれていいコース、最善のコースを設定していただきたいと思っております。今までそういう説明があったのかどうか。

○施設課長（横田秀男君）

昨年の11月27日に中山地区の代表者の方に、今後の試走の話とか、バイパス完成後の通行量調整の件の話をしております。

○4番（西田京子君）

じゃあさっきの答えとまた違っていると思うんですけれども、ぜひ、地元の方は代表の方だけじゃなくて、やはり皆さんの声をたくさん聞いてコースを選ばれてほしいということを要望しておきます。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

○2番（島田一徳君）

私は反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

先ほど来、色々出ておりますけれども、随分、業者が本来、これだけで行きますよと言った分以上に私たち各自治体は負担をさせられていると。弁護士さんの話でもメンテ料が非常に高いと、しかも、瑕疵の期間というのは15年で、残りはあと10年ではないかというふうに私は思うんですね、もう既に5年たっているわけですから。

そういった意味で見ますと、過去の3年間の裁判をもし勝ったとしても3年分しか返ってこない。20年から先、今から未来永劫にわたってまた裁判を続けにやならんと、下手すると。そういう状況にあるというふうに思うんです。

そういう点で行きますと、私は業者の言いなりになるのではなくて、もう少し強い姿勢を持っていいんじゃないかと、同僚議員の話ですと、随分もうかっている会社だということも先ほど来、紹介がありました。しかも、この施設そのものは試作のための工場ではないかという指摘も弁護士さんはしておられました。継続するかどうかというのについても、中期長期的な対応

の検討が必要ではないか、ここまで言い切っておられるんですね。

そういう点から行きますと、商品としての価値はないのではないかということまで言い切られたわけです。

ですから、これで行きますと、供託してもいいのではないか、法務局に、払わんじゃないと。先ほど来、話題になっておりますが、税込みで6億1,585万円ですか、こういったお金を供託する。そちらがきちんと出しなさいよというふうにしないと、やられっぱなしの連続だという感じがするものですから、もう少し強い姿勢で臨んでもいいのではないか。こういうことを非常に、きょうの論議を通じて感じました。

そういうことで、私は反対をいたします。

**○議長（並川和則君）**

拍手はやめてください、傍聴の方。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号は、これを原案どおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

**○議長（並川和則君）**

起立多数でございます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、上田議員の退場を求めます。

（上田議員退場）

**○議長（並川和則君）**

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

組合監査委員柴田安宣氏の任期が、地方自治法第197条の規定により、平成21年11月19日をもって満了したことに伴い、別紙候補者上田篤氏を選任することについて、同法196条第1項の規定により議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は上田議員の選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は上田議員の選任に同意することに決定いたしました。

上田議員の入場を求めます。

(上田議員入場)

○議長(並川和則君)

それでは、上田議員には監査委員を務めていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○10番(柴田安宣君)

動議があります。私の動議に賛成する方はよろしく申し上げます。

ここに、朝から出しておりました県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉サーモセレクト方式を研究するための決議ということで準備しておりました。これを議長のほうに一応、読む前に提出をいたします。

それぞれの考えがあると思いますが、ご支持のほう、ご支援のほどよろしく申し上げます。あとはよろしく。

○議長(並川和則君)

ただいま柴田議員のほうから県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉サーモセレクト方式を研究するための決議案が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議の取り扱いについて、議会運営委員会でご協議をいただくためにしばらく休憩いたします。

(午後7時40分 休憩)

(午後7時55分 再開)

○議長(並川和則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。



先ほどの動議が出ておまして、議運のほうで日程に追加するということなのですが、その動議の内容等一応、全協を開いて、皆さん方も中身について知っていただくということで、それがいいだろうということになりましたので、全協を開かせていただきたいと思います。

しばらく休憩します。全協を開きますので、会議室の方に移動をお願いします。

(午後 7 時 5 6 分 休憩)

(午後 8 時 2 0 分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。柴田議員からの動議について日程を追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 8 県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶解炉サーモセレクト方式を研究するための決議及びガス化溶解改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題といたします。

提案理由についての提出者の説明を求めます。

**○10番（柴田安宣君）**

大変遅い時間に追加議案ということで動議したところ、ご配慮いただきまして本当にありがとうございます。

私も平成 20 年 2 月 20 日の時点で変更覚書を初めて見、覚書、応札条件というもろもろの条件を見ながら、全議員で一緒になって、この変更覚書を認めるわけいかんと、覚書に基づいて今後は精算するべきだということで、附帯決議をつけて、全会一致でこれを通してきて現在に至っておるわけですが、その経緯の中で、それぞれ J F E と経費の負担はどっちがすべきかというふうなことで、それぞれの考え方が食い違って、裁判になって今日に至っておるわけですが、

あくまでも、きょう弁護士の先生が言われたとおり、J F E にとっては変更覚書をもとにものを言うでありましょうし、先ほど附帯決議で言ったとおり、組合議会とすれば、全議員の一致した見解ですから、応札条件並びに覚書に基づいて精算をしろというのが全議員の意見であったわけですから、それで板挟みになりながら、苦労しながら今、やられておるもんだというふうに解釈をします。

このガス溶融炉についての趣旨説明をいたします。

県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉（JFE）のサーモセレクト方式を研究するための決議と、県央県南広域環境組合が管理運営するごみ処理施設、県央県南クリーンセンター、本施設は、平成17年4月1日から稼働した。

当初覚書、平成14年12月2日付では、1日300tのごみを処理することができること。2として、炉の安定運転のために、年間経費は消費税抜き5億8,652万8,000円以下であると、これが保証額であるという合意が成立をしたとされ、しかし、今日に至るも、当初計画された性能及び能力が発揮されず、電気、ガス、補修費などの用役費が保証額を大幅に上回り、構成自治体の財政負担とされてきた。この原因は、本施設の設計上及び構造上、建設上の専門知識、技術、経験、実験、実証不足による欠陥炉であったと言わざるを得ないし、このことは当時の管理者も認めておられます。

さらに、変更覚書、平成16年12月22日付の存在が3年2カ月後の平成20年2月20日の議会で、私たちから追求をされて明らかになりました。

当初覚書であれ、変更覚書であれ、地方自治法第96条1項5号の規定により、議会の議決に付すべき契約として、組合条例2条は1億5,000万円以上の契約は議会の議決が必要であるということを規定しております。

よって、地方自治法99条第1項の規定に基づき、以下決議する。

1項として、JFE株式会社、ほかは自社負担による大幅な施設改修を行ったことから、この炉の問題点を素直に認め、保証額に基づく構成自治体、市民への負担軽減を速やかに図ること。

2として、組合は覚書を組合議会の議決に付していない。

3項といたしまして、変更覚書は、組合が依頼をしたコンサル会社や弁護士等の立ち会いもなく、組合議会に諮ることもなしに管理者、副管理者をないがしろにする形で、施設設備建設に素人の事務局との交渉によるものであった。こうした行為は、市民への過度な負担増につながりかねず、議会議員としては認めがたい。

以上を決議するというところでございます。

それと、もう一つ、同時に上程しておりますガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置について。

名称「ガス溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会」。

2として、設置の根拠、地方自治法98条及び県央県南広域環境組合条例第4条。

3、目的、イ、ガス化溶融方式の有用性を研究し、経費節減を図ること。

ロとして納入された経過と契約の流れ、機種決定のいきさつについて。

ハ、電気ガス補修費などの用役費が保証額を大幅に上回る原因の究明と、欠陥炉であると思われる炉の耐用年数等の調査。

二としまして、本組合は多くの問題点を抱えながら運営しておりますが、組合議会は年に2回しかなく、市民への説明責任が不十分である。よって、調査特別委員会を設置しようとするものである。

委員の定数、全議員13名ということで、提案をするわけでございます。それぞれの事情、考え方もあると思いますけれども、裁判に有利なことになることが、私の考え方の前提でございまして、皆様方の温かいご賛同をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（並川和則君）

はい、ありがとうございました。

これより提案理由についての質疑に入りたいと思います。質疑のある方どうぞ。

#### ○6番（牟田 央君）

まず一点目の県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶解炉サーモセレクト方式を研究するための決議についてですが、これは記のところの一番目はいいとしても、組合は覚書を組合議会の議決に付していないと。その上には、当初覚書であれ、変更覚書であれ、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約として、組合条例第2条は1億5,000万円以上の契約は議会の議決が必要であると規定してあるというのは、組合条例は1億5,000万円以上の建設計画の契約は議会に付してあるわけですね。この決議案によれば、当初覚書であれ、変更覚書であれ、議会の議決に付すべき契約としてしていないからおかしいというぐあいな解釈だろうと思うんですが、当初覚書また変更覚書がどうして議会に付すべき事項なのかという説明をしてください。

それから、変更覚書は、組合が依頼したコンサル会社や弁護士等の立ち会いもなく、組合議会に諮ることもなしに、この管理者、副管理者をないがしろにする形で施設設備建設に素人の事務局との交渉によるものであったと書いてあるわけですが、これはコンサルタント会社と打ち合わせをしながら変更覚書は作成したという説明があったと思うんですが、まず、この二点を説明してください。

それから、次に、この調査特別委員会の設置についてなんですが、これは一体どういうことなのかということですね。

一番上のガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会はわかるんです。これは、まさしくイのことだと思うんですが、それにつれて、口の納入された経過と、この契約の流れというのは、どういう契約の意味を

指すのか。それから、機種選定のいきさつというのはどういうことなのか。

まず、そこら辺の一点を説明してください。

#### ○10番（柴田安宣君）

それぞれの見解はあると思います。ただ、このほうで示しております96条第1項第5号の規定によるというふうなことで、1億5,000万円以上の契約は議会の議決が必要であると規定しておるといふふうに書いてあります。そのとおりだと思うんですけども、ただ、覚書もしくは変更覚書に関しては関係ないじゃないかというのが事務局サイドの考え方で、先ほど言われたとおりである。そりゃそうです。

ただ、私は議決を付すべきことであるかどうかはともかくとして、147億円の機械の性能保証書を議会に開示はするべきだ。そうしないと、この機械の経費とか性能とか、そういうものが全く開示されないまま、動きかかってから変更覚書まで書きかえられてから、その平成20年2月に出てきたこと自体がこれおかしいことじゃないかということをお願いするために、これを書いているわけでございます。

ここに書いているとおり、それに基づく契約は1億5,000万円以上は当然しなきゃいかんということでございますから、その表裏一体になるものも本当は議決はないでしょうけれども、開示をして、了解をとってから来るべきだという解釈でこれは書いております。

それともう一つは、その2項も全く同じです。組合は覚書を組合議会の議決に付していない。本当はこの議決もどっちでとらえるかは別として、それは組合議会に覚書も一緒に、147億円の機械の性能について、こういうことなんですよということを会議は全部公じゃなくても、秘密会議でも開けるわけですから、そうすれば、箝口令も引かれるわけですから、議員を信用して開くところは開いてやってくれば問題はなかったんだろうということを指摘したつもりでございます。

それと、このガス化溶融改質方式に対して文言は問題ないと。ただ、この後ろのほうに、納入された経過と契約の流れと機種決定のいきさつについて。これは、今になっておかしいじゃないかというふうなこれはどういう意味かということと言われたんですけども、これは弁護士の先生が言われたとおり、日本の中で第一号で造ったのが千葉県の川崎にありますデモ機だけだと、僕らもこの入札してくれた川崎製鉄がまだ本当のどこの機械もないうちに、いち早くその文言と言葉とその理解度でもってこれを了解されたわけでしょうけれども、その結果が果たしてどういういきさつで、どういう了解をされたのか、この流れを勉強してみたいもんだなど。

それがもう一つと、もう一つは、その契約が覚書を含めた流れが果たして

どうだったのかということでございます。

それから、議員が指摘された総合コンサルタントと相談をしているということは私も何回も聞きました。しかし、この中にあります今まで、平成15年から契約、覚書から変更覚書にかかってくるまでの20回の会議の中で、たった一回も総合エンジニアリングは入っておりません。入っていないということは、責任逃れなんです。この機械の覚書や応札条件を作ったのが総合エンジニアリングなんです。その会社が目の前におりながら、何で利用して、その場に立ち合わせなかったのか。その結果がこの経過じゃないのかということをお願いわけであって、そういうことでないがしろにしたのは、結局、私に言わせれば、ちょっと過激な言葉ではあったんですけども、町田康則議員が言われるとおり、平成20年2月20日の日に、吉次市長が私も初めて見ましたというふうなことで、よく精査しないけれども、私が印鑑をついてある以上は、私が責任をとりますという立派なあいさつをされたんです。ただ、それはそれで、その吉次市長の考え方はいいとしても、そこまで、何でその覚書から変更覚書までに至る経緯の中で、事務局でありながら、何でその人たちと相談をして、最終的な判断をされる、印鑑をつかれるときに何でそのときに詳しい説明をせんだったのか。それをしないままに3年余りたって、2月20日前の2月14日に初めて説明をしたと言われたわけですから、そうなってくれば、事のいきさつが私に言わせれば、言葉ちょっと過激でありましたけれども、管理者をないがしろにしたことになるんじゃないかと、私はそう解釈をして、この文言を書きました。

大変失礼でしたけれども、そういうことです。

○6番（牟田 央君）

今度は調査特別委員会のことなんですが、これは柴田議員が勉強されて、全議員に教えていただくことなのか。それとも、JFEを呼んで、JFEの言うがままに私たちが理解するのを助けるのか。そこら辺どうなんですか。

○10番（柴田安宣君）

皆さん方は先輩をつかまえて、私はこのことで指導してみたり、教えるほどのことはありません。ただ、一緒になって、同じ立場ですから、このJFEと裁判中の問題に関しても一緒になって、色々な角度で勉強して、そして、その裁判にためになるような形で応援したいという気持ちで一生懸命でございます。

以上です。

○6番（牟田 央君）

そうすると、13人で勉強するにしても、だれが講師になるのか、それぞれの議員が、柴田議員が先頭に立って、そういう責任を持っていただかない

と、特別委員会はつくりましたは何をするかわからんということがないようなきちとした方針があるわけですね。そこをお尋ねします。

**○10番（柴田安宣君）**

講師が必要とあれば、講師も呼ばないけんでしょうけれども、ただ、目的がここにあります。ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究し、経費節減を図ること。それから、このイ、ロ、ハ、ニということで、4個上げてあります。これに基づく特別委員会でございますから、委員長独断でやるわけでもないだろうし、皆さん方が参加していただいた委員会がこれに基づいたことをどうすればできるのかということで、研究、研鑽重ねていこうということが私の趣旨でございます。

**○議長（並川和則君）**

ほかになれば、質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。  
（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉サーモセレクト方式を研究するための決議及びガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置については、これを可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（並川和則君）**

起立多数であります。よって、県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉サーモセレクト方式を研究するための決議及びガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置については原案どおり可決されました。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、しばらく休憩いたします。

（午後8時40分 休憩）

（午後8時52分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま可決されました動議に関連いたしまして、日程を追加し、「ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置について」を議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。

日程第9「ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。先ほど可決されました動議に基づき、委員13名からなるガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。

よって、委員13名をもって構成するガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま可決されました特別委員会の設置に関連いたしまして、日程を追加し、「ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について」議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。

日程第10「ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されましたガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、13人全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、以上のとおり選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました特別委員会の委員長、副委員長の互選の件で直ちに特別委員会を招集いたします。特別委員会の皆さんは別室へ移動をお願いします。

特別委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

(午後8時55分 休憩)

(午後9時21分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれましたガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特

別委員会における委員長、副委員長互選の結果を報告いたします。

委員長には、柴田安宣議員、副委員長に松永隆志議員。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。先ほど設置されましたガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会は、調査終了するまで、閉会中もなお継続して調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、本特別委員会は調査終了まで、閉会中もなお調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。これをもって平成22年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力により議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会のあいさつといたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後9時23分 閉会)



会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 松本 正則

署名議員 上田 篤